

令和 7 年 3 月 13 日

◎西森（雅）委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

（ 9 時 58 分開会）

◎西森（雅）委員長 本日の委員会は、昨日に引き続き、「付託事件の審査等について」であります。

《子ども・福祉政策部》

◎西森（雅）委員長 それでは、子ども・福祉政策部について行います。

初めに、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

また、報告事項の第 5 期日本一の健康長寿県構想 Ver. 2 案については、予算議案と併せて説明を受けることにいたしますので御了承願います。

◎西森子ども・福祉政策部長 総括の説明をさせていただきます前に、副部長の西野は所用のため本日欠席をさせていただきますこととおわびを申し上げますとともに、御了承賜りますようよろしくお願いをいたします。

また、療育福祉センターで発生しました個人情報を含めます公文書の紛失につきまして、関係の皆様にご多大なる御迷惑、御心配をおかけしましたことを深くおわびを申し上げます。療育福祉センターでは、文書の存在を常に確認できるように、文書管理簿を改善いたしますとともに、文書の流れを図式化し、関係職員間で共有をしたところです。さらに、個人情報の適切な取扱いについて改めて全職員に徹底をいたしました。

また、こうした中での御報告となりまして大変恐縮ではございますけれども、本日追加資料としまして提供をさせていただいておりますとおり、3 月 6 日に、中央東福祉保健所におきまして、個人情報を含む公文書の誤送付が発生をいたしました。中央東福祉保健所では、手順に基づいた作業実施を徹底し、手順どおりに実施をされているか確認をすることとしております。

部内全所属に本件の原因等を共有しまして、各所属において改めて公文書や個人情報の取扱いについて注意喚起をいたしたいと考えております。こうした再発防止に向けた努力を今後も続けてまいりたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

本件については、報告事項として提出をさせていただいておりますので、詳細につきましては後ほど担当課長から御説明を申し上げたいと思います。

それでは、総括の説明をいたします。まず令和 7 年度子ども・福祉政策部の当初予算につきまして御説明をいたします。

当部の令和 7 年度予算の 1 基本的な考え方につきましては、第 5 期「日本一の健康長寿県構想」を推進しますとともに、「元気な未来創造戦略」に基づき、出会いの機会の拡充や、

男性育児休業の取得促進による「共働き・共育て」の生活スタイルの普及などを推進してまいります。あわせて、災害発生時に備えまして、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、被災者支援の体制づくりを進めてまいります。

右側に行っていただきまして当初予算の状況です。人件費を除く、当初予算の総額は、特別会計を含めて 384 億 2,300 万円余り、対前年度比は 99.2%、3 億 2,500 万円余りの減となっております。これは、老人福祉施設や児童養護施設のハード整備に係る補助金の減少が見込まれたことなどによるものです。

下の 3 主な施策体系ですけれども、1 第 5 期日本一の健康長寿県構想の推進。それから右側の 2 の元気な未来創造戦略の推進。それから、右側の一番下、下 3 県民の安全・安心の確保のための体制づくり等の 3 つの施策に整理をしております。施策体系に沿って主な事業について御説明をいたします。

まず、1 第 5 期日本一の健康長寿県構想の推進の柱 2 であります。地域で支え合う医療・福祉・介護サービス提供体制の確立とネットワークの強化。左側にございます中山間地域等における、医療・福祉・介護サービス提供体制の確保の欄の上から 2 つ目のマル新、多様な主体による介護サービス提供促進事業費では、市町村が行う地域の人材や社会資源を活用した多様な主体による生活援助の仕組みづくりを支援してまいります。

右側に移ってもらいまして、障害などにより支援を要する人がいきいきと暮らせる環境づくりの部分です。1 つ目のマル新、手話普及等推進事業費では、手話が言語であるという認識に基づきまして、聾者を含む全ての県民が共生することのできる社会を実現するため、県民向けや業態別に手話の周知を図る動画を作成し、普及啓発を実施してまいります。

中段になります。福祉・介護人材の確保と介護現場の生産性の向上では、右側にあります、1 つ目のマル新、外国人介護人材確保支援事業費補助金では、海外現地において、介護施設等が行う外国人介護人材の確保に向けた取組を支援してまいります。

その下のマル新、介護サービス事業者協働化支援事業費補助金では、経営の大規模化・協働化を推進するために、小規模法人を含む複数の法人により構成される事業者グループが協働して行う取組を支援してまいります。

次のページをお願いします。柱 3 こどもまんなか社会の実現のうち、中段の厳しい環境にある子供たちへの支援のマル新と書いてあります児童措置委託料です。里親支援センターを新たに設置いたしまして、里親のリクルートやトレーニング、子供とのマッチング、養育支援、子どもの自立支援の一環した里親養育支援を実施してまいります。

その下の柱 4 です。「高知型地域共生社会」の推進のうち、1 つ目のマル拡、重層的支援体制整備事業交付金では、市町村の包括的な支援体制の整備を支援するために、介護、障害、子ども、生活困窮の 4 分野の事業と、新たな取組に必要となる人員等に要する経費を一括交付をいたします。包括的な支援体制の整備に取り組む市町村は、本年度の 24 市町村

から 27 市町村に拡大する予定となっております。

右側のマル新、女性相談支援等事業委託料では、困難な問題を抱える女性への支援の充実に向けまして、官民連携による若年女性を対象とした居場所の創出や、SNS 相談を開設をいたします。

次のページをお願いします。2 元気な未来創造戦略の推進です。県政の最重要課題である人口減少問題に対応するために、高知県元気な未来創造戦略に基づきまして、女性活躍の環境づくりのほか、出会いや結婚、妊娠出産、子育ての希望をかなえる施策や共働き・共育ての県民運動と、意識改革を推進をしてまいります。

1 つ目の女性活躍の環境づくりの推進の左側のマル拡、女性デジタル人材育成事業委託料では、多様で柔軟な働き方につながるよう、非正規雇用等の女性を対象に、デジタル技術の習得支援により、スキルアップを図るとともに、就職先とのマッチング支援を行います。

右側のマル新、キャリア教育推進事業委託料では、県内の女子中高生を対象に、将来的なUターンや女性活躍を目指しまして、県内の女性管理職等との交流会や職場体験を行います。

その下、結婚の希望をかなえるの左側 1 つ目のマル新、若者交流促進事業委託料では、県主催のイベント等への若者の参加を促し、多様な交流機会を創出をいたします。

その下のマル新、出会い支援事業委託料では、メタバースプラットフォームを活用しまして、対面での交流をためらう方などへの出会い・結婚支援を実施いたします。

右側のマル新の民間アプリ利用促進運営法人連携事業では、民間のマッチングアプリの運営法人と連携いたしまして、出会いに向けた活動を始めていない若者へのアプローチを強化をいたします。

その下、こどもを生み、育てたい希望をかなえるの欄の右側のマル新、不妊治療等広報委託料では、男女ともに性や妊娠、出産に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進いたします。

また、その下のマル拡です。不妊治療費助成事業費では、保険適用となります生殖補助医療を受けられる方の経済的負担を軽減してまいります。

次のページをお願いします。「共働き・共育て」の県民運動と意識改革の推進の左側のマル拡、県民運動推進事業委託料では「共働き・共育て」の生活スタイルを定着させるため、ターゲットに応じた県内プロモーションを強化いたします。

その下、3 県民の安全・安心の確保のための体制づくり等では、「第 6 期の南海トラフ地震対策行動計画」に基づきまして、能登半島地震を踏まえた要配慮者対策を着実に推進をいたします。

左側 2 つ目のマル拡、災害救助対策事業費では、災害発生時の被災者支援を円滑に行い

ますため、有識者による検討会や、市町村職員等への研修会を開催いたしまして、対策の充実を図ってまいります。

次に令和7年度の組織改正ですけれども、資料はありませんが口頭で御説明いたします。

元気な未来創造戦略やこども計画に基づきます人口減少対策、それから官民協働による少子化対策の推進、あるいは日本一の健康長寿県構想に基づく、こどもまんなか社会の実現の取組などを戦略的に取り組むために、子育て支援課の少子化対策担当を、企画・県民運動担当と少子化担当対策の2チームに再編をいたします。

次のページを御覧ください。令和6年度の一般会計の補正予算について補正予算の総括表によりまして御説明いたします。

一般会計の補正予算は、13億6,700万円余りの増額補正をお願いするものです。主な増額補正といたしましては、国の経済対策に伴います補正予算等を活用しまして福祉と介護に関わる職場環境改善や、職員の賃上げを行います事業者の取組支援などとして約6億7,000万円を計上しております。また、減額補正といたしましては、施設整備の補助などが当初の見込みを下回ったことなどによるものです。特別会計の補正予算の説明と併せまして、詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明いたします。

次のページを御覧ください。条例議案です。このページは議案目録から抜粋しておりますけれども、当部の所管は、第41号議案と第49号議案の2件となっております。各議案の詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明いたします。

報告事項です。報告事項は、第5期日本一の健康長寿県構想 Ver.2 案についてのほか3件の計4件です。第5期日本一の健康長寿県構想 Ver.2 の案につきましては、予算議案とあわせて担当課長から御説明いたします。また残りの3件に加えまして、追加いたしました個人情報の誤送付につきましては、それぞれ担当課長から御報告いたします。

次のページを御覧ください。最後に当部で所管しております審議会の開催状況です。令和6年12月定例会以降に開催されました審議会は、右端の欄に令和7年2月と記載しております高知県社会福祉審議会など10件です。審議会等につきましては、一覧表に主な審議項目、決定事項等について、また、審議会等を構成する委員の名簿を一覧表の後に添付をしております。

私からの説明は以上です。

〈地域福祉政策課〉

◎西森（雅）委員長 続いて所管課の説明を求めます。

初めに、地域福祉政策課の説明を求めます。

◎市川地域福祉政策課長 当課の令和7年度当初予算及び令和6年度補正予算につきまして御説明いたします。

まず、令和7年度一般会計当初予算です。議案説明書から抜粋した資料に沿って主な事

業について御説明いたします。

2 ページをお願いいたします。説明欄中ほどの3 地域福祉事業費の1 行目、成年後見人支援事業委託料は、認知症や障害などによって、財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える成年後見制度について、その利用を促進するため、市町村の体制の整備や専門職等とのネットワークづくりを支援するものです。

その2 行下の、高知県社会福祉協議会活動費補助金及びその下の生活福祉資金貸付事業費補助金、さらにその下の福祉サービス利用支援事業費補助金の3 つの補助金は、高知県社会福祉協議会の人件費等の補助のほか、同協議会が実施する生活困窮者への生活福祉資金の貸付け事業や、加齢や障害などにより判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用等を支援する事業に助成するものです。

次のページをお願いいたします。5 支え合いの地域づくり事業費と、6 あったかふれあいセンター事業費につきましては、日本一の健康長寿県構想で御説明いたします。

次のページをお願いします。「高知型地域共生社会」の実現に向けた市町村の包括的な支援体制の整備と支え合いの地域づくりです。今年度から第5 期構想では、高知型地域共生社会の推進を分野横断的な柱に位置づけて取組を進めております。右側、令和7 年度の取り組みを御覧ください。

まず、(1) 多機関協働型の包括的な支援体制づくりです。包括的な支援体制の整備に取り組む市町村数は、来年度は27 市町村に拡大する予定ですが、これら市町村の体制整備の実施段階別に意見交換会を実施するほか、地域共生社会推進アドバイザーを派遣するなど、伴走支援を行ってまいります。また、重層的支援体制整備事業の実施に向けて、各種研修を拡充するとともに、包括的な支援につながった好事例を横展開するなどして、市町村の体制整備を後押ししてまいります。

続いて、(2) 「つながり」を実感できる地域づくりです。まず①人と人とのつながりの再生に向けた支援ネットワークづくりでは、本年度制作しました高知家地域共生社会講座の動画等を活用して、県民や企業等の理解を促進するとともに、高知家地域共生社会推進宣言企業等の拡大と、活動の活性化を図るなど、ソーシャルワークの網の目構築プロジェクトを推進してまいります。

次に②地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大では、ここに例として記載しているような高齢、障害、子育てといった各分野で取組を進めてまいります。

最後に、③県民の理解促進と参画意識の醸成です。地域共生社会を実現するにするためには、県民一人一人の理解と参画が欠かせません。そのため、先ほど申し上げた講座の動画の活用に加えて、高知家地域共生社会ポータルサイト等を通じて、先ほどの宣言企業等が取り組む、地域活動などの事例紹介を行ってまいります。

次のページをお願いいたします。あったかふれあいセンターの整備と機能強化です。左

下のイメージ図にありますように、あったかふれあいセンターは、高知型地域共生社会の拠点として、幅広い世代に、地域のニーズに応じて、集いや相談・訪問・つなぎ、生活支援など、他用途で活用されております。課題としましては、活動のさらなる活性化に向けて、先進的な取組事例の共有や、職員同士が交流できる機会の確保が必要だと考えております。また、人口減少等に伴って、地域の支え合いの力は弱まっていることから、福祉分野以外の地域の社会資源との連携が必要となっております。

こうした課題を踏まえ、令和7年度は、まずあったかふれあいセンターの職員の皆さんが、高いモチベーションを持ち、より活発に活動できるよう、職員同士が交流できる機会を設けます。また集落活動センターなど、地域で活動している様々な社会資源と連携が図られるよう、意見交換会など、顔の見える関係づくりを支援してまいります。さらには、センターの職員の人員確保や定着に向けて、処遇改善が図られるよう、スタッフ1人役当たりの人件費に対する補助上限額を上げます。

次のページをお願いいたします。再び議案説明書に沿って御説明いたします。中ほどの地域生活定着促進事業費の1行目、地域生活定着促進事業委託料は、矯正施設からの退所後などに、地域で自立した生活を営むことが困難な高齢者や障害のある人に対して、居住先の確保や生活に必要な福祉サービスにつなげるなどの支援を行うものです。

その下の地域再犯防止推進事業委託料は、矯正施設の退所者等が社会で孤立することなく、再び社会を構成する一員となれるよう、抱える悩みや課題等の相談に応じ、適切な支援につなげることを目的として、相談窓口を設置するものです。

次のページをお願いいたします。下から4行目の12 ひきこもり自立支援対策費と、次のページの中程にあります13 生活困窮者自立支援事業費につきましては、再び長寿県構想で御説明いたします。

次のページをお願いいたします。ひきこもりの人等への支援の充実です。現状と課題に記載していますとおり、ひきこもりの人を支援する市町村のプラットフォームの設置は少しずつ進んでいますが、実効性を高めるための取組や、関係機関との連携にばらつきがあることから、支援に係る取組の好事例の横展開や、重層的支援体制整備事業の活用に向けた支援など、県による後方支援が引き続き必要です。

令和7年度の取り組みとしまして、まず、ひきこもりの人への支援を孤独・孤立や生活困窮対策など、親和性が高い施策と一体的に実施できるよう、市町村の包括的な支援体制の整備を支援してまいります。

(2) ひきこもり支援に関する情報発信の強化では、SNSや無料動画配信アプリなど、様々な広報媒体を活用し、ひきこもりに関する正しい理解や相談窓口の普及啓発を図ります。

(3) 社会参加への支援では、当事者や、家族等からの相談対応をしているひきこもり

ピアサポートセンターのサテライトを県西部、または東部に設置するよう取り組んでまいります。また、県内3か所に設置しています就労体験拠点で、本人の状況や意向に合わせ、就労体験、訓練へとステップアップが図れるよう支援を行ってまいります。

次のページをお願いいたします。生活困窮者のセーフティーネットの強化です。現状と課題に記載していますとおり、コロナ禍で実施されました生活福祉資金の特例貸付けの償還が、令和5年1月から始まっておりますが、住民税非課税などのため償還免除になった人や、償還猶予、少額返済となった人など、依然、生活に困窮している人が多くいることから、こうした方々への適切な支援が必要です。

右下の、令和7年度の取り組みを御覧ください。

まず、(1)生活に困窮した人を支援する体制の整備では、自立支援体制を強化するために、県内3ブロックに配置しています地域支援監による自立相談支援機関への個別支援を継続をいたします。

(2)生活困窮者自立支援制度従事者の人材育成及び多機関・多分野における連携強化では、支援対象者の自立に向けて、各自立相談支援機関において、スムーズに自立支援計画が作成できるよう、課題や困難事例を踏まえた実践的な研修を実施いたします。

次のページをお願いいたします。説明欄一番上の1災害救助対策費は、災害時、避難生活において配慮が必要な高齢者や障害のある人などに対して、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム、いわゆるDWA Tの要請や、DWA T対応の研修実施等を委託する経費のほか、福祉避難所の体制強化や、社会福祉施設の防災対策に対する補助、市町村が行う避難行動要支援者の個別避難計画の作成を支援する補助、県社協が実施しておりますボランティアセンターの運営支援に対する補助などです。

2災害救助基金特別会計繰出金は、災害救助法により、現金及び物資により積立てが求められている災害救助基金について、災害発生時の現金需要に耐え得るよう、最低限必要な現金保有額を維持するために、一般会計から繰り出して基金に積み立てるものです。

以上、当課の一般会計の総額は18億9,000万円余り、前年度と比べ、1億1,600万円余りの増となっております。

続きまして、災害救助基金特別会計について御説明いたします。

説明欄の1災害救助費の応急救助等委託料は、市町村が実施する救助に要する経費で、災害救助法が適用される大規模災害に備えてあらかじめ計上するものです。

その下の事務費は、市町村の備蓄を補完する目的で、県が備蓄しております水、食料、毛布の購入経費などです。

続きまして、令和6年度の一般会計と災害救助基金特別会計の補正予算について御説明いたします。まず一般会計です。

説明欄の上から3行目に、地域福祉総務費の国庫支出金精算返納金は、過年度に国から

受入れた補助金の受入れ超過分などを返還するものです。

災害救助対策費の応急救助等負担金は、能登半島地震において、県内の市町村が行った救助活動等に要した経費について交付するものです。

次のページをお願いいたします。続きまして、災害救助基金特別会計です。

説明欄の1 災害救助費は、備蓄物資を入札により購入した際の入札残を減額するものです。

以上で、地域福祉政策課の説明を終わります。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 あったかふれあいセンターの関係でお聞かせいただきたいと思います。これまでも、地域の支え合いの組織として大事な役割ということで、職員の皆さんの処遇改善が求められてきて、今回拡充されることになったんですけれども。あったかふれあいセンターで雇用されている人は、総数でいうと、どれぐらいの人数になるもんなんですか。

◎市川地域福祉政策課長 全体で255人。1拠点当たり大体4.64人、約5人弱です。

◎塚地委員 その人たちの雇用形態はどういうふうに、誰が雇い主という、そこら辺りはどんな感じなんですか。

◎市川地域福祉政策課長 あったかふれあいセンターは、市町村から委託をされて運営されているものですが、委託を受けている団体としては、市町村社協が約6割、NPO法人が約2割、その他住民組織であったり企業さんが2割という状態になっておりまして、全体で言いますと、正規雇用が約4割、非正規雇用の方が6割です。

◎塚地委員 中山間地域での仕事づくりという上でも結構大きい役割を担っているのかなと思ってですね、この定着率はどんな感じなんですかね。

◎市川地域福祉政策課長 定着率まではデータを持ち合わせておりません。申し訳ございません。

◎塚地委員 今回人件費が引上げられたことで、具体的にどれぐらいの人件費の増額になるんでしょうか。

◎市川地域福祉政策課長 あったかふれあいセンターのコーディネーターとスタッフの2職種用意していただけるようにしているんですけれども、今回引上げをするのが、そのうちのスタッフの方の人件費になります。今の現状の基準で言いますと1人当たり310万円のところを、来年度からは340万円に引上げるようにしております。

◎塚地委員 サテライトも含めて、今243か所ということで、結構な広がりも出てきていると思うんですけれども。今後、人件費を引上げたことによって、さらに広がっていく可能性は大きく広がっていくのかという見通しはどうなんでしょうか。

◎市川地域福祉政策課長 あったかふれあいセンターのスタッフの方にお話をお伺いしますと、人を確保することは、なかなか苦労されてるということと、あと、人口が減少して

おりますので、この先箇所数が大きく増えることは、あまり考えられないかなと思っております。

◎塚地委員 地域の核となって、高知型の地域共生社会の拠点になってるので、拠点ということは相当役割を担っているという意味になって、それで、今のままだとなかなか隔々にまでは行き渡ってないよねということもあるので、これが、どうやったら広がっていくのかは、今後の課題なのかなと思うんですよね。現状で十分行き届いている実態ではないと思うので、ある意味、限界かなとも思います。これ自体は充実していったらいいんですけども。本当の意味での山間地の生活を支える上では、もっともっとしっかりした公的なものが必要かなと思っているということです。何かありましたら。

◎市川地域福祉政策課長 御説明の中でも触れさせていただきましたけれども、あったかふれあいセンターだけではなかなか、おっしゃるように地域の生活を支えることは難しいですので、そのほかの集落活動センターとか、いろんな地域で活動されてる団体がほかにもありますので、そこと一緒に盛り上げていくことが必要かなと思っておりまして、来年度は、集落活動センターとあったかふれあいセンターを、何とかうまく連携ができるような、盛り上がりが生まれるような仕組みを考えております。

◎坂本委員 昨日、日本一の健康長寿県づくりの関係で、孤独を感じる人の割合についての、話題が出てたんですけれども、こちら担当だということでしたので。全国から比べると割合的に少ない状況なんですけれども、そこには、それぞれの、今言ってたあったかふれあいセンターが機能したりとか、あるいは引きこもりのピアサポーターなども含めた居場所の問題とか含めて、少し全国的にも前へ出た感じの取組がされてたりとか、いろいろそういう孤独を感じる人への支援体制が、高知県が独自に取り組まれていることで、少し割合が低いというか、そういうふうなこととして捉えていいんでしょうか。

◎市川地域福祉政策課長 施策がどれほど貢献してるかは分かりませんが、そのベースには、やはり都会と違った田舎のつながりがまだ残っていることがあると思います。全国の調査ですと、やはり東京や大阪といった大都市が含まれておりますので、そういった所はやはり孤独を感じやすいのかなと。そういったアドバンテージがあるのかなと思っております。

◎坂本委員 それと補正の関係で、13 ページですか、要配慮者避難支援対策事業費補助金が 280 万円ほど減額になってますけれども、これは避難行動要支援者計画、個別避難計画なんかを策定したりするときの補助金かと思うんですが、実際の予算からいうと、執行状況はどんな状況なのかということと、市町村段階でどういうふうになっているのか。前に表で見たときには、それぞれ個別計画が策定されてるように、一覧表にはあったかと思うんですけれども、その辺どんなですか。

◎市川地域福祉政策課長 要配慮者の個別避難計画につきましては順調に伸びております。

今回の補正予算につきましては、どうしても当初予算のときに、補助金が足りなくなると困りますので、ちょっと余裕を持って市町村からも要望が上がってきておりますし、今回、その執行状況を確認する中で、ちょっと余裕に見てた分を実際に合わせるという感じの減額です。取組が進まなかったから減額ということではございません。

◎坂本委員 結構補助金を出すようになって、いわゆる支援者の側に計画づくりに関わってもらう形で来たと思うんですけれども、それが逆に自主防災組織とうまく連携できて策定できてるのか、あるいは事業所主体で計画をつくって、自主防災会とはあまり連携できてない状況に陥りがちになっているのではないのかなと心配もするんですけれども、その辺は大丈夫ですか。

◎市川地域福祉政策課長 地域によって取組の状況は違いますけれども、主は自主防災組織に御協力をいただいて、難しいところは、福祉事業所に御協力をいただいております。

◎坂本委員 それは分かりますけれども、それが難しいところは、いろんな福祉事業所が主体になってやることによって、今度は自主防災組織から離れていくような事例とか、そういうことはないのかなという心配をしているんですけれども、そこは大丈夫ですか。

◎市川地域福祉政策課長 離れていくような事例は聞いておりませんが、計画を作るだけではなくて、訓練もお願いをしておりますので、そういった中で、うまく連携ができるところもあると思います。

◎坂本委員 重層的支援の関係で、多様な取組がされてて、そういった先行事例なんかも横展開していくとかいうお話があったと思うんですけれども。そういった中、今後、南トラの第6期行動計画の中にも、災害ケースマネジメントを市町村で策定していくと、市町村段階でやっていくことになったとき、それを策定したり、あるいはそれを事前に機能させていくことについては、重層的支援の取組を使って、予算的にもそういうこともやっていくとか、そんなことになるのでしょうか。それは、災害ケースマネジメントだけで予算がつくことになるのでしょうか。その辺はどうなんでしょう。

◎市川地域福祉政策課長 災害ケースマネジメントだけで予算がつくことはございませんけれども、重層的支援体制整備事業を実施していただいている市町村につきましては、支援会議というのをつくるようになってますので、そこでいろいろ課題を抱えた個人であるとか、世帯を他機関が、他部署が一緒になって対策を考えるという会議です。いざ災害が起こったときにそういう体制が応用できるという考え方ですので、やはり平時からそういったものがうまく機能するように、そこは市町村のほうにお話をしていきたいと思っております。

◎坂本委員 ぜひそのところは、丁寧なアドバイスもお願いしておきたいなと思います。本会議でも質問させていただいて、この間ずっとお話しさせていただいてるんですけれども、災害中間支援組織の関係ですけれども、これ予算でいくと、どれに入ってくるんですか。

◎市川地域福祉政策課長 来年度も、内閣府のモデル事業を活用するようになっておりますけれども、それは県の会計を通らずに、直接内閣府からの、例えば、旅費であるとか、そういうものに支払われるということです。

◎坂本委員 そしたら、県の予算上には出てこないということですか。

◎市川地域福祉政策課長 県の会計は通らないです。

◎坂本委員 ぜひ、有効に活用して具体化が図れるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎土居委員 高知型地域共生社会のところの、重層的支援の体制についてですけれども、縦糸・横糸で、行政と民間とで充実させていくということで、しっかりやっていただいたいんですけれども、重層的支援体制の整備事業の未実施の市町村が、あと 10 ですか。来年、3つ増えて 27 市町村になるということですが、ここまでで上がってきていない市町村というのは、恐らく人口も少なくてマンパワーも、参画する団体等にも、なかなか組織的に弱いところがほとんどだと思うんですけれども。これで結局、形さえできればいいということではなくて、やはり、それぞれの重層的の中の機能を充実させていかんといかんと思うんですけれども。ただ、これまで県が支援している研修であったり、アドバイザーの派遣であったりというところで、これはカバーしていけるのか、それとも実際、既に重層的な支援体制をつくった中でも、ちょっとここが弱いとか、課題があるよといったところに対して、県としては、的確なサポートなりがやっていけるのか、その辺、県としての関わり方は、どう考えておられるんでしょうか。

◎市川地域福祉政策課長 まだ実施できていないところにつきましては、おっしゃるように、財政的なメリットよりも、やはり、事務負担が大きいというところで二の足を踏んでるところが多くございます。そこは、例えば、交付金の申請事務について簡素化といいますか、分かりやすいマニュアルをつくって、提供したりということをやっておりますし、国にも、もうちょっと簡素化できないかという提案もさせていただいているところです。実施してるところにつきましても、まだやり始めたばかりのところが多いですので、そこについては、進捗状況とか取組状況なんかも確認しながら、また、アドバイザーの事例もいただきながら進めていきたいと考えております。

◎土居委員 このシステムの肝というのが、縦糸・横糸ということで、地域の力も借りていくところがあると思うんですけれど、その点、オール高知の取組で地域共生社会推進宣言企業とか、団体とかいうのがあって、こういった民間団体が実際、どれだけ活動してくれるのか、関わってくれるのかって大事だと思います。これも活性化をこれからやっていくと書いてるんですけど、どんなふうに活性化させていく考えですか。

◎市川地域福祉政策課長 まず、宣言をしていただいた企業も、共生社会のために何かを特に取り出して、やってくださいということではなくて、ふだんの事業活動の中で、例え

ば、困っていそうな人に声をかけたりとかいうレベルの、気づきといいますか、そういったものを心がけていただきたいとやっております。中でも、特にありがたい活動をされているところにつきましては、取材もさせていただいて、説明の中でも触れさせていただきましたけれども、地域共生社会のポータルサイトの中で御紹介もさせていただいております。今、6団体ぐらいを掲載しておりますけれども、そういう広報・啓発をしていきたいと思っています。

◎土居委員 これは本当にまだまだたくさんの業界団体ってあるかと思うんですよ。これも一見福祉とは直接関係のないような団体ですね、それがたくさんありまして、それも各市町村とか、県内津々浦々に会員が誰かいるという。そんな団体ってたくさんありますので、ぜひ、そこを掘り起こすといいますか、お願いをしていく活動も要るんじゃないかなと思いますし、恐らく、協力もしてくれる団体もたくさんあるかと思うので、その辺の汗をかいていくべきではないかということと、先ほど出てきましたポータルサイト、これが、内容がまだ不十分であると4ページに記載があるんですけれども。令和5年度末に、運用開始した地域共生社会ポータルサイトの内容がまだ充実しておらず、十分な情報発信ができてないと書いてるんです。これはどう強化していくつもりですか。

◎市川地域福祉政策課長 先ほど申し上げたように、協力いただいている企業さんの活動状況の記事を掲載したり、当課だけではなくて、各課の取組とか、例えばイベントの情報なんかも、順次載せていく感じで、いろんな方に見ていただける工夫も必要かなと思っておりますので、今後そういった努力を重ねて、できるだけこのポータルサイトに誘導をするような取組をしていきたいと思います。

◎土居委員 ソーシャルワークの網の目構築ということをうたっておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

◎岡本委員 生活困窮者のセーフティネットの強化というのが、ポンチ絵で説明されたところですが、新聞なんかの報道によりますと、結構、生活保護世帯が増えているという、本当に日本社会が大変になりつつあるんじゃないかというのを想像しながら、私自身にも、いろんな生活相談の中に、そういう生活困窮者の相談があるんですけれども。ここに書かれてあるように、依然、生活に困窮してる人への適切な支援が必要と、相談等の支援体制を強化する必要と書かれておりまして、この取組が今後されていかれると思うんですけれども。今後の取組について、県の福祉事務所と町村の関係とか、いろいろあると思うんですけれども、その辺りについては、何か課題、今後の具体的な取組というのを、どのように考えておられるのかお聞かせ願えますか。

◎市川地域福祉政策課長 生活困窮者の方への支援につきましては、主に自立相談支援機関といいまして、基本的には福祉事務所設置自治体が担うものなんですけれども、それが各市町村社協に委託をしてございます。県で言いますと、16の町村社協に委託をしており

ますけれども、その中で、支援員を加配しているのが5か所、それからアウトリーチへの支援を開始しているのが3か所ございます。こういった体制に加えまして、県社協のほうにも地域支援監というものを3名配置をして、今相談対応を強化をしているところです。基本的には、自立相談支援機関に御相談いただいた方につきましては、自立支援計画というのをつくった上で支援をしていきたいと考えているんですけれども、なかなか、計画をつくることに御同意いただけない方がたくさんいらっしゃいますので、まずは、計画作成に御同意いただけるような支援の仕方といいますか、アドバイスの仕方をしていく必要があるのかなと思っております。

◎岡本委員　なんで質問したかといいますと、こういう制度を知らない方が結構おりましてね。その人たちへの、啓発を強化することが必要というのが書かれていましたので、やっぱりその辺りの問題点があるのではないかなと思って、どのように受け止められているのかというのを、お聞きしたかったんですけど。

◎市川地域福祉政策課長　自立相談支援機関に御相談いただいている方々の、相談の伸びなんですけれども、昨年度から今年度にかけて3%ほどしか伸びてない。物価高で生活状況が苦しいというお声をたくさん聞くんですけれども、あまり伸びてない状況です。委員おっしゃるように、やはり周知が足りてないというのは課題として持っております。

◎岡本委員　ちょっとおかしい社会になりつつあって、行政の支援が必要とされてる方が、結構出てくると思うんですね。具体的な強化を、しっかり現状を見ながら取り組んでいただきたいなというのをお願いしておきたいと思います。

◎坂本委員　さっき、ひきこもりのサテライトを東部と西部にという話がありましたけれども、これは、めどが立ってるのかどうかということと、それが、設置されたらということで、予算的に就労体験拠点設置事業委託料というのを1,000万円ほど組んでるのか、その辺教えてください。

◎市川地域福祉政策課長　ピアサポートセンターと就労体験拠点の予算は別ですので、就労体験拠点は県内3か所のままですけれども、ピアサポートセンターは今1か所高知市にあるだけですので、そこに相談が集中しまして、負担が重くなっているということで、できたら西部と東部とに置きたいなと思っているんですけれども、まだ、具体的に進み始めたわけではございません。これから、関係者と取組を進めていく段階です。

◎坂本委員　そしたら、この当初予算にあるピアサポートセンターの運営委託料というのは、これ今の部分であって、さっき言う、東西にもしサテライトができれば、それはまた補正で組むということなんですか。

◎市川地域福祉政策課長　年度内にうまくいけば補正をお願いするか、もしくは、余裕のある部分から予算を流用させていただくか、どちらかになろうと思います。

◎塚地委員 高知型地域共生社会の実現に向けた、先ほど御説明のあった多機関協働型の支援会議というものですけど、4ページのポンチ絵で見ると、全ての機関ですよ。それぞれお忙しく、それぞれ協働も既にし合っているような会議なんですけど、これって定期的にかんといかん会議は、どういうものになるんですか。

◎市川地域福祉政策課長 ここに書かれております関係機関というのは、あくまでも例示ですので、個々のケースに応じて必要な機関が集まるという御理解でよろしいと思います。

◎塚地委員 それじゃ、そのコーディネーターという人の役割が、ものすごく大きいということですよ。どういう人がこのコーディネーターに就くことになりますか。

◎市川地域福祉政策課長 基本的には市町村の職員が就いたり、あるいは委託も構いませんので、委託した場合は、多いのは市町村社協になろうと思います。

◎塚地委員 これから具体的な事例が出てきて、横展開ということになると思うんですけど、現場にすると相当新たな負担かなという気がしなくもないんですけど、今までの事例で言うと、もう既に具体的に何かあるんでしょうか。

◎市川地域福祉政策課長 幾つかございまして、例えば、倒壊寸前の家に御高齢の方がいらっしゃるって、ただ、外部の支援者との関係を断っているような方がいらしたんです。当初、倒壊寸前なので市町村の住宅担当課とか、警察が接触を試みてたんですけども、そこはうまくいなくて。ただ、この重層事業といいますか、包括的な支援体制の会議の中で、そういった方がいらっしゃるということを、住宅とか警察以外の、例えば、福祉とかの関係者を交えて会議をして、じゃあ福祉の担当者がちょっと行ってみましょうかということで、何回か接触するうちに、何とか関係づくりができて、福祉のサービスのほうにつなげて、別に住んでいた御家族とも連絡がとれて、何とかその家の危険性を除去できたという事例などがございます。

◎塚地委員 本来、コーディネーターだけに頼るべき話でもないんですよ。◎市川地域福祉政策課長 コーディネーターはあくまでも、調整する役割ですので、解決に向けた検討というのは、いろんな関係者が集まって解決して、それぞれのところが何ができるかを話し合うということです。

◎西森（雅）委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、地域福祉政策課を終わります。

〈長寿社会課〉

◎西森（雅）委員長 次に長寿社会課の説明を求めます。

◎岡林長寿社会課長 当課の令和7年度当初予算、令和6年度補正予算及び条例議案について御説明いたします。

まず、令和7年度当初予算の歳出について主なものを御説明いたします。議案参考資料の1ページ、左側の科目欄、一番下の2長寿社会費です。

次のページ右側、説明欄の３行目、３介護保険費は、介護保険制度において、県が負担すべき経費等を計上しております。

５つ下の介護給付費負担金は、施設や居宅での介護サービスの給付に要する経費について、県が一定割合を負担するものです。

また、下から２行目の地域支援事業交付金は、市町村が実施する介護予防事業に要する経費について、県が一定割合を負担するものです。

３ページ１行目４認知症支援事業費と一番下の行にあります、５地域包括ケア推進事業費、５ページの下から５行目の９福祉・介護人材確保事業費については、日本一の健康長寿県構想により御説明いたします。

まず８ページ、総合的な認知症施策の推進です。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症施策の総合的な推進を図ってまいります。

資料右下、令和７年度の取り組みを御覧ください。（１）自分ごととして認知症を理解するでは、認知症の正しい知識や理解促進が、社会全体に広がるよう、マル新として、昨年１月に施行された、認知症基本法の趣旨を踏まえた「新しい認知症観」に基づく普及啓発パンフレットの制作を行いますとともに、高知家希望大使による本人発信への支援や、認知症サポーターのさらなる養成に取り組んでまいります。

（２）認知症に早く気づき必要な支援につなげる取組として、かかりつけ医の認知症対応力向上研修について、受講者の増加に向け、オンデマンドでの受講期間を延長するなど、受講しやすい環境整備を行います。また、認知症機能チェックアプリの普及を、高知家健康づくり薬局などと協働し進めてまいります。

（３）安心して幸せに暮らすために協働するでは、認知症基本法及び高知県認知症施策推進計画を踏まえ、地域の実情に応じ、認知症本人や御家族の支援ニーズを踏まえた施策が、各地域で推進されるよう、市町村職員への研修会を実施するとともに、認知症と診断された方への支援充実を図るため、認知症疾患医療センターにおける本人交流会などのピアサポート活動を拡充してまいります。

次に、フレイル予防の推進です。要介護状態の原因となるフレイルを予防し、高齢者が住みなれた地域でいきいきと自立した生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

下段右側、令和７年度の取り組みを御覧ください。（１）民間との協働によるフレイル予防活動の展開では、フレイルチェックアプリを活用し、フレイル予防の普及とともに、来年度は、マル新の高知県産業保健総合支援センターとの連携による、フレイル予防活動の普及にも取り組んでまいります。

（２）住民主体のフレイル予防活動の支援では、新たな住民活動を支援する研修会の開催や、フレイルサポーターの養成支援に取り組んでまいります。

また（３）機能回復訓練の場の活用を支援では、機能回復訓練事業に取り組めていない市町村を対象に、アドバイザー派遣による伴走支援を行ってまいります。

次に、中山間地域等における様々な介護ニーズへの柔軟な対応です。中山間地域を含め、在宅での生活を希望される方が必要なサービスを受けられるよう、計画的な介護サービスの整備やニーズに応じたサービス提供体制の強化等に取り組んでまいります。

右下の令和７年度の取り組みを御覧ください。（１）計画的な介護サービスの整備では、通いや訪問、泊まりなどを組合せた、地域密着型サービスなど、地域のニーズに対応するためのサービス基盤の整備を支援してまいります。

（２）中山間地域等における訪問介護サービス提供体制の確保につきましては、次のページで御説明いたします。今後の人口減少を踏まえますと、訪問介護サービスが充足していない地域では、高齢者を含む地域の多様な人材や資源を活用した生活支援の仕組みづくりが必要となることから、令和７年度は、中山間地域等における地域の実情に応じた訪問介護サービス提供体制の確保に向け、取組を強化してまいります。

令和７年度の取り組みの左側の（１）のマル拡、中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金の拡充でございます。２つ目の丸になりますが、中山間地域では、人手不足等により地域内のサービス提供が難しく、市部の事業所から７５分以上かかる超遠方地の利用者に訪問介護サービスを提供するケースも出てきております。こうしたことから、移動時間片道７５分以上の介護報酬への上乗せ加算を、現行の３５％から５０％に引上げを行い、事業者支援を拡充してまいります。

次に、右側のマル新、多様な主体による生活援助の仕組みづくりです。介護度が軽度の方への訪問介護サービスは、身体介護よりも生活援助のニーズが多くなっているといった現状があることから、中山間地域などの訪問介護サービスが行き届きにくい地域において、地域の人材や社会資源などを活用し、多様な主体が参画した生活援助サービスを提供していく仕組みづくりに取り組んでまいります。

具体的には、市町村に他県の取組事例に精通しているアドバイザーを派遣し、生活支援ニーズと提供サービスのマッチングの仕組みや、地域資源の生かし方などを助言することで取組を支援してまいります。また、担い手確保や活動の継続のためのインセンティブとなるボランティアポイント制度などの導入支援もあわせて実施してまいります。

次のページをお願いいたします。高齢者が地域でいきいきと暮らし続けられる仕組みづくりです。

右下の令和７年度の取り組みの（１）地域の担い手づくりの推進では、生活支援コーディネーターの活動の充実、活性化に向けた人材育成などを実施してまいります。

（２）地域での支え合いの仕組みづくりでは、先ほど御説明しました、多様な主体による生活援助の仕組みづくりの取組と連動をしながら、市町村の包括的な支援体制の整備に

向けた支援や、ICTを活用した在宅高齢者の見守り体制の構築を支援してまいります。

次のページ、福祉・介護人材の確保と介護現場の生産性の向上では、福祉・介護職員が「働きやすさ」と「やりがい」を実感できる魅力ある職場づくりの推進や、多様な人材の参画による支え手の拡大に取り組んでまいります。

次のページ、令和7年度の取り組みにつきましては、まず1 介護現場の生産性の向上では、昨年10月に開設しましたワンストップ型相談支援窓口「こうち介護生産性向上総合支援センター」における伴走支援などにより、介護事業所の生産性向上の取組を支援してまいります。加えて、ロボットやICT機器等の導入に対する助成や、ノーリフティングケアの普及、介護職員等処遇改善加算の取得促進のほか、介護の経営の大規模化・協働化に向けて、新たにマル新として、複数法人による事業者グループが協働して行う人材の確保・育成や、事務処理の集約化などの取組を支援するなど、介護職員の業務負担軽減やサービスの質の向上につながる取組を推進してまいります。

2 人材育成・キャリアパスの構築では、介護職員が段階的にスキルアップしながら、長く活躍できる職場づくりを推進するため、福祉・介護事業所認証評価制度のさらなる推進を図ってまいります。

3 若い世代に向けた魅力発信では、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上に向けた情報発信のほか、福祉関係者と学校が連携した福祉教育の推進、学生等を対象とした職場体験の充実や資格取得支援など、将来を担う若い世代の人材確保に向けた取組を進めてまいります。

4 多様な人材の参入促進では、新たな人材の確保に向け、シニア層や主婦層など、多様な人材が働きやすい介護助手の導入や、未経験者や他業種からの参入促進を図りますほか、外国人介護人材の受入れ拡大に向けては、マル新の介護施設等が海外現地でを行う人材確保の取組を支援する助成制度の創設や、受入れ環境整備の支援充実を図ってまいります。

以上が、長寿県構想をもとにした令和7年度当初予算の説明となります。

議案説明書に戻りまして、15 ページの上から3 行目、7 老人福祉施設支援費です。

1 つ下の軽費老人ホーム事務費補助金は、事業者が入所者の負担軽減を図るため、入所者の所得に応じて減免した経費に対して助成するものです。

3 つ下の介護基盤整備等事業費補助金は、地域密着型サービスなどの施設整備や、開設準備の経費を支援するものです。

その2 つ下、8 社会福祉施設等地震防災対策事業費については、介護施設における非常用自家発電設備や、換気設備の整備を支援するものです。

以上、御説明申し上げたとおり、当課の令和7 年度歳出予算の総額は144 億7,971 万1,000 円で、令和6 年度当初予算と比べ、5 億9,894 万9,000 円の減となっております。

続きまして、令和6 年度の補正予算の歳出について主なものを御説明いたします。

17 ページの 3 行目、3 介護保険費は、下から 6 行目の介護人材確保等事業交付金については、国の補正予算への対応に伴い、介護事業所の職場環境や人件費の改善などを支援する交付金予算を新たに計上したことや、市町村の介護給付費等が当初の見込みを上回ったことなどによる増額です。

2 つ下、地域包括ケア推進事業費は、介護療養病床転換支援事業費補助金が、施設の整備計画の見直しにより、当初の見込みを下回ったことなどによる減額です。

18 ページの 8 行目、6 老人福祉施設支援費の 1 つ下、社会福祉施設等物価高騰緊急対策事業委託料は、国の補正予算への対応に伴い、新たに計上するものです。物価高騰の影響を受けながらも、サービスの安定的な提供を継続している事業者等に対し、給付金の給付を行うものです。

2 つ下、介護基盤整備等事業費補助金は、施設整備計画の見直しなどにより、当初の見込みを下回ったことによる減額です。

その 3 つ下、8 福祉・介護人材確保事業費のうち、次のページの 1 行目にあります現任介護職員等養成支援委託料は、研修代替職員の派遣が当初の見込みを下回ったことによる減額です。

また、5 つ下の介護事業所デジタル化支援事業費補助金は、事業者からの申請が当初の見込みを下回ったことによる減額です。

下から 3 つ目の、介護福祉士等修学資金貸付事業費補助金は、介護福祉士養成の修学資金等の貸付け事業に係る運営資金を補助するもので、国の補正予算に対応し、予算を計上するものです。

次に、繰越し明許費です。まず、追加分の介護保険費は、補正予算で計上しました、介護人材確保等事業交付金の交付に要する経費の繰越しを行うものです。

変更分の老人福祉施設支援費は、事業者の施設整備計画の見直しなどにより、建設工事の着手に遅れが生じたことによるものや、補正予算で計上しました社会福祉施設等物価高騰緊急対策事業委託料の繰越しをしようとするものです。

最後に、条例議案について御説明いたします。高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例議案です。

今回の条例改正は、高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する条例を定める条例ほか 5 つの条例について、それぞれの条例が準拠している国の基準条例等が改正されたため、引用規定の整理等をしようとするものでございます。なお、本改正条例は、長寿社会課、障害福祉課、福祉指導課、人権・男女共同参画課の 4 課が関係していますので、当課からまとめて御説明いたします。

資料の 1 参考を御覧ください。今回、改正の対象となっている条例につきましては、国の基準省令を参照して、制定している基準条例となっております、規定している主な基

準については、国の基準省令において、従うべき基準、標準とすべき基準が定められていることから、その例によることとしております。そのため基準省令に改正があった場合は、改正後の基準省令の定める例によることとするために、県の条例で引用している改正省令を最新のものに更新することとなっております。

次に、基準省令等の改正内容につきまして御説明いたします。2省令改正等の概要を御覧ください。

今まで管理栄養士の国家試験を受験する場合は、栄養士の免許を取得することが必要とされていましたが、栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設を卒業したものについては、栄養士免許を取得していなくても、管理栄養士の国家試験を受験することが可能となりました。これに伴い、管理栄養士であっても、栄養士免許を持たない方が出てくることとなります。このため、国の基準省令において、栄養士の配置を求める規定に、管理栄養士が追加され、栄養士免許を持たない管理栄養士であっても、職員の配置基準等を満たすこととする改正が行われましたので、県の条例においても同様の改正を行うものです。

条例改正の概要につきましては、改正例に記載のとおり、県の条例で引用している改正省令の引用規定の整理を行うもので、対象となる条例は、資料に記載の6条例となります。施行期日については、国の基準省令の施行日と同様の、令和7年4月1日としております。

長寿社会課からの説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 10ページで御説明いただいた地域の実情に応じた介護サービス提供体制の確保のところ、この間、県が全国に先駆けて、遠距離の介護サービスをする施設への支援をやってこられて、今回、新たに75分以上という、超長距離の分の加算をすることになったんですけれども、これ今のところ見込み数は出ているんでしょうか。

◎岡林長寿社会課長 現在の状態でも75分以上の利用者の方にサービスを提供している事例としましては、令和6年度交付決定ベースでは、4市町村で12名の方を対象としております。今回その方も拡充し、来年度の当初予算の見込みで照会しているベースでは、7市町村、26名になる予定でございます。

◎塚地委員 これは完全に介護保険の枠外、県の単独補助金という形なんでしょうか。

◎岡林長寿社会課長 介護報酬への上乗せの単独になります。

◎塚地委員 介護保険の財源から出てないですねという、そういうことを聞いたかったです。

◎岡林長寿社会課長 介護保険の枠組みじゃなくて別に入れるんですけど、国の交付金を活用する予定となっております。物価高騰の関係の上昇の部分になるので、国の交付金を活用していく予定です。

◎塚地委員 財源は、国の交付金一旦県に入ったものから、県の単独支援として出して

いるということでしょうか。

◎岡林長寿社会課長　そうです。

◎塚地委員　交付金がなくなった段階でも継続してやっていくってことですよね。

◎岡林長寿社会課長　そうなれば県単で継続してやっていく予定です。

◎塚地委員　大事なことなので、ぜひその支援は継続もしていただきたいなと思います。それだけでもなかなか困難ですよという、議会の御答弁が今回あったようにも思うので、しっかり事業所を支援していただきたいということは、要望としてお伝えしておきたいなと思います。

そういう公的支援がすごい必要で、今回その横のところに、市町村における地域の人材とか、多様な主体による生活への仕組みづくりの支援というのが入れられていて、そういう支援は当然大事なんですけれども、中山間に行くと、身体介護はヘルパーさんがやる、身体介護以外の生活支援的なことは住民の皆さんとか、いろんな方に協力していただいてやるというと、それは本来の介護保険制度の基本が崩れてしまうと私は思うんですよね。中山間におるから、そこは生活支援の介護についてはプロじゃない人が行くっていうのは、本来の在り方として、それはおかしくて、介護保険の原則でいうと、保険料を払ったら同じサービスを、きちんと受けられるという原則論は崩したらいけない。現状としては、それが、仕方がないからこういうやり方をしていることにしないと、やっぱり、採算性が合わないところでは、サービスの質の格差ができるという考え方をよしとするのはいかなもんかという私の意見です。何かあったらあれなんですけど、そこは本来の介護保険、同じ保険料払ってるのに、中山間地域へ行ったらサービスの質が変わるということは、考え方として、問題だなと思います。

◎西森（雅）委員長　質は変わらんろう。

◎塚地委員　質は変わりますよ。ヘルパーさんが行かなくなるんだから。

◎岡林長寿社会課長　有償ボランティアなんかの、軽い生活支援に関しても、介護保険制度の枠組みの中で、生活支援総合事業で組み込んでいく形でやっている市町村もございます。一定保険料の中で賄う形というのも今後、徐々に広がっていくことになる方向なので、制度的には、保険料の中で担っていく形になると思います。そういったことも含めて、市町村の財源ということも含めて、ちょっとアドバイスをしていくこととなっています。

◎塚地委員　訪問介護ヘルパーさんって2級のヘルパー資格持って、専門性を持って身体介護も生活介護もされてるわけですよ。そこの専門性がしっかり発揮できることが担保されることが大事で、それは、どの被保険者も本来はそうじゃないといかん。でも遠距離で、中山間で、そういうヘルパーさんがなかなか行けない所については、身体介護はヘルパーさんが当然行くけれども、そうでない生活支援の部分については、ヘルパーさんじゃなくてもいいですよと、そういう国が方向転換を今してきたので、それは県としても、そ

れをやるってことになってるんだと思うんです。介護保険制度のサービスの公平性からいうと、おかしくなるんじゃないですかということなので、きちんと対等にサービスが受けられることの保障を、本来はすべきですよねと思います。

◎西森子ども・福祉政策部長 おっしゃるとおり、確かに介護保険の制度の中で、ヘルパーさんがサービスをするのは、本来のあるべき姿だと思います。今申し上げたように、本来の介護保険の中でも、介護保険のお金を使って要支援とか、そういう重点事業に、介護保険の保険料を払っている人のお金を使って、そういう事業をやっているという、今現実的にそういう仕組みになっています。保険料を払っている人だけに介護保険のサービスを行っているかという、そうじゃないような仕組みになってしまっていて、そういう全体の仕組みの中で、どうしてもヘルパーさんに負担がかかってしまうようなところは、介護度の重い人は、身体介護をやれるヘルパーさんに行ってもらって、低い人は、先ほどの介護保険の枠組みの中の事業で生活支援なんかをやる。そういう、過度にヘルパーさんに負担がかからないようにということで、多分、今こういう国のほうの見直しが図られてきていると思います。

御質問にあったような有償ボランティアでやられてる場合は、介護保険とは全然別のところなんですけど、介護保険の枠組みの中でも、そういう生活支援のところをやるような感じで、柔軟な形に運用ができてきたというのがありましたので、そこら辺は、中山間地域の実態を見ながら、こういう事業で何とか支えていけるような形を探っていきたいなと考えてございます。

◎坂本委員 説明の中になかったんですが、南海トラフ地震対策の第6期計画、これずっと課題ではあるんですけども。いわゆる、津波浸水エリアにある高齢者施設をどう高台へ移転させるかとかいうようなことをやってきたんですけども、今回の6期計画でも、非常に、まだ先が見えないというような計画になってて、特に適地がないとかですね、そういうことを理由に書かれてたように思うんです。適地があっても、財源的になかなか確保できなくて、移転ができないとかいうケースもあると思うんですけども、その辺について、そちらの課として今後計画の達成を図っていくための支援策とか、そんなのは考えられているのか。あったら教えていただきたいんですけど。

◎岡林長寿社会課長 高台移転に関しましては、社会福祉施設の場合は施設整備の補助金を出すようにしております。どうしても、なかなか適地がないという問題はありますけれども、施設整備に関しては、補助金で対応していきたいと考えております。ただ、物価高騰のあおりもありますけど、施設整備の補助金という形で、高台移転の支援をしてまいりたいと考えています。

◎坂本委員 なかなか歯切れが悪いですけど。

◎西森子ども・福祉政策部長 施設の高台移転については、委員がおっしゃるとおり、中

には、高台移転しないといけないんだけど、なかなか適地がないとかですね、いわゆる土砂崩れというか、そういうイエローゾーンとかに適地が引っかかってしまって、できないという問題を抱えている事例があります。

国の補助金は、例えば、その土砂崩れの危険なイエローゾーンから、イエローゾーン以外のところに行ってくださいねという補助金は、今あるんですけども、高台移転、いわゆるうちの県みたいな、地震があつて、津波が来るので移転しますよっていうような補助金があまりなくて。うちの県とかの場合は、行き先も、高台移転しようとしても、なかなか広い土地が構えられないといった状況があつて、何度か厚生労働省と補助金のやり取りをしたんですけど、なかなか打開策が出てきていない状態です。補助金の解釈で何とかならないかという話もしてるんですけども。

なので、今後は高台移転の際に、うちの県みたいに、平地がなかなか確保できない、移転地が確保できないというところで、何か補助の制度を改正していただくとか、国に向けて話をしていけないといけないと考えています。

◎坂本委員 目の前にそういうことを突きつけられてる施設では、本当にもし起きて津波が来たら、多くの犠牲が出ざるを得ないという状況を、目の当たりにしながら過ごされていて、本当にこれ大変つらいと思うんですね。今部長言われたように、国へもね、そういう形で補助金の仕組みをどうするのかということも含めて、働きかけられてるということなんですけど、本当に実効性のある、財政支援ができなかったら、多くの犠牲を高知県は抱えることになると思うので、ぜひそこは、よろしく願いしておきたいと思います。

◎土居委員 訪問介護事業者への経営支援のところですけど、中山間の事業所を中心に非常に経営が厳しいということで、昨年10月から生産性向上支援センターを設置して、これはプッシュ型で支援していくというようなスタイルだったと思うんですけど、これまでやってきた成果、実績ですね。その辺をお聞きしたいと思います。未取得のところを指導して、加算を取っていただくような、そういう後押しをしていたと思うんですけど、それはどんな状況ですか。

◎岡林長寿社会課長 生産性向上総合支援センターでプッシュ型で行っていたのは訪問介護事業所への支援になります。それで、中山間の関係の加算取得が取れてない事業者に対して、プッシュ型での支援をしてまいりました。その中で、特別地域加算というものを届出済のところは1事業所、あと、特定事業者加算というものを検討中のところが13事業所ということになっております。

◎土居委員 それは、事業所の報酬が上がっているということですか。

◎岡林長寿社会課長 そうです。

◎土居委員 処遇改善の部分での成果なんかはあるんですか。

◎岡林長寿社会課長 処遇改善加算に関しても、個別にプッシュ型で対応してきましたが、

現在、3事業所は4月認定になる予定となっています。

◎土居委員 引き続き、支援をしていただきたいと思います。意見で。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、長寿社会課を終わります。

〈障害福祉課〉

◎西森（雅）委員長 次に、障害福祉課の説明を求めます。

◎森木障害福祉課長 当課の令和7年度当初予算と令和6年度補正予算について御説明をいたします。まず、令和7年度の当初予算につきまして、主な事業に絞って御説明いたします。

歳出予算です。健康長寿県構想に位置づけております事業につきまして、長寿県構想の資料で御説明いたします。

議案参考資料を御覧ください。資料の1ページ目になります。障害のある人への理解を深めるための基盤づくりについてです。左下に記載してありますように、障害者差別解消法に基づきます条例や、昨年12月に施行しました手話言語条例による周知啓発に取り組んでいくこととしております。

具体的には右下の令和7年度の取り組みを御覧ください。事業者や社会全体への普及啓発として、本年度に作成しました啓発動画やリーフレットを活用しまして、事業者向けの出前講座の実施や、県民への障害特性や、必要な配慮に関する周知啓発など、障害者差別の解消に向けた取組を推進していくとともに、相談対応に従事します市町村職員等の対応力向上のための研修を実施いたします。

手話の普及等の推進では、業態別、災害編などの動画を作成しまして、県民や事業者等への普及啓発に取り組むとともに、手話を学ぶ機会の確保のため、県職員を対象とした研修講座の新設や、企業等への出前講座を実施いたします。また、手話が広く使われる社会を目指しまして、社会インフラとして整備されております電話リレーサービスや、スマートフォンやタブレットを介して離れた場所から、手話通訳を行う遠隔手話通訳の普及促進に取り組んでまいります。

資料の2ページになります。障害の特性等に応じた切れ目のないサービスの提供体制の整備です。障害のある人が地域で安心して暮らしていくことができるよう、関係機関が連携して、障害のある人の地域生活を支援する体制整備を推進します。

具体的には、右下の令和7年度の取り組みを御覧ください。1つ目、市町村の地域生活支援体制の構築を支援では、相談支援の中核機関となります基幹相談支援センターや、障害のある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点の設置を支援するために、アドバイザーを派遣するなど、市町村への支援を行います。

2番、身近な地域におけるサービスの確保に向けた支援の充実では、事業所から遠隔地

に居住する障害者に対して、通所サービスを提供する事業所の送迎サービスへの助成や、強度行動障害のある人の受入れを行う入所施設等に対して、高い専門性を持って、コンサルテーションも実施する専門職の派遣体制を整備してまいります。

3番、障害特性に応じたきめ細かな支援では、障害のある人に対するICT機器の利用支援の拠点となります障害者ICTサポートセンターを開設いたします。このセンターでは、特に情報取得が困難とされております視覚障害者と聴覚障害者を対象としまして、機器の利用相談や紹介、操作訓練などを実施いたします。また、強度行動障害のある人を適切に支援できる人材の養成に引き続き取り組んでいくとともに、国が実施します研修へ施設職員を派遣し、施設等の中で適切な助言指導を行う人材としての中核的人材の養成に取り組んでまいります。

資料の3ページ目、医療的ケア児及びその家族への支援の充実です。自宅でケアを行う御家族の負担軽減に向けまして、訪問介護サービスやレスパイトの機会の充実を図るとともに、御家族からの相談に対応するため、相談支援の総合拠点の社会福祉法人に委託して運営し、個々のニーズに合わせてサポートを行うコーディネーターの養成を推進します。

具体的には、右下の7年度の取り組みのうち、当課の事業は、1番、家族のレスパイトと日常生活における支援の充実に向けまして、医療的ケアの手順書を用いた実践研修を行い、実際に医療的ケア児に対応できる、訪問看護師等を養成してまいります。

3番、相談支援体制の充実では、医療的ケア児支援センター、きぼうのわを拠点としまして、御家族や関係機関からの相談対応を行うとともに、コーディネーターの養成と、コーディネーター間での情報共有、事例検討などを通じた支援力の向上や、災害時個別避難計画等の策定へのコーディネーターの関与にも、引き続き取り組んでまいります。

資料の4ページ目になります。発達障害のある子どもを支える地域づくりの推進です。発達障害の早期発見・早期支援に向けまして、乳幼児健診への心理職や言語聴覚士などの専門職の関与や、専門職を活用した保育所等への巡回支援とともに、発達障害の正しい理解の推進を図ってまいります。

具体的には、右下の令和7年度の取り組みを御覧ください。1番、身近な地域における子どもと家族への支援では、国の助成制度を活用した市町村事業への補助や、市町村に対して心理士や言語聴覚士などの専門職を紹介することで、市町村が実施します乳幼児健診等への専門職の派遣や、専門職を活用した保育所への巡回支援などの実施を進めてまいります。

2番目、ライフステージに応じた専門的支援では、専門医師や心理職をはじめとする専門職の人材育成や、不登校や鬱などの心の問題に対応していくため、高知大学への委託事業、子どもの心の診療ネットワーク推進事業において、子供の診療や支援に当たる者に対するケース相談や助言、地域の医療機関への診療支援などを推進しまして、地域での関係

機関の連携体制の強化に取り組んでまいります。

3 番目、発達障害の正しい理解の推進では、子供の発達や子育てのポイントをまとめたリーフレットの配布や、4 月 2 日の世界自閉症啓発デーに合わせた、啓発イベントの実施などを通じまして、発達障害を正しく理解していただく取組を進めてまいります。

それでは、資料の 5 ページ、議案説明書のほうをお願いいたします。下から 2 行目、3 障害者社会参加推進費につきましては、6 ページ目の上から 1 行目の障害者アート特別啓発事業委託料では、障害者美術展、スピリットアートの開催、その 3 つ下の事務費では、障害者等用駐車場の適正利用を推進します、高知あったかパーキング制度や、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークの普及啓発に取り組み、障害のある方の社会参加の促進を図ることとしております。

次の資料 7 ページの中ほどにあります、8 障害者自立支援事業費では、自立支援給付費負担金など、障害福祉サービスに関する法定の負担金などです。令和 7 年度は、2 つ下の処遇改善加算取得促進事業委託料では、セミナーの開催や個別相談会を行い、事業者の処遇改善加算の取得を促進してまいります。

次の 8 ページの中ほど、11 障害児・者施設整備事業費につきましては、障害者支援施設の大規模化大規模修繕など、3 施設への支援を計上しております。

次の 9 ページの中ほど、14 療育福祉センター費から 11 ページの 18 発達障害者支援センター費までは、療育福祉センターの運営に要する経費となっております。

以上、当課の歳出予算の合計は約 97 億 9,300 万円となっており、6 年度当初予算と比へまして、6 億 500 万円余り、6.58%増となっております。

資料 12 ページ、続きまして債務負担行為になります。

療育福祉センターの給食業務委託料は、業務の効率化と事務処理の軽減を図るため、複数年契約を行っているもの。医療事務委託料は、令和 7 年 6 月から令和 8 年 5 月ということで、年度をまたいで契約をしているものです。

続きまして、補正予算です。資料のほうは 13 ページを御覧ください。

一番下の 3 障害者自立支援事業費になります。次のページの上から 2 行目の社会福祉施設等物価高騰緊急対策事業委託料につきましては、長寿社会課と同様に物価高騰の影響を受けながらも、サービス等の安定的な提供を継続している障害福祉サービス事業者に対して給付金の給付を行うものです。

次に、ページの中ほどの障害福祉人材確保等事業交付金につきましては、国の補正予算への対応に伴い、処遇改善加算を取得しています事業者のうち、生産性向上や、さらなる業務効率化、職場環境の改善を図り、障害福祉人材の確保定着の基盤を構築する事業者に対しまして、所要の額を交付するものとなっております。

一番下の6障害児・者施設整備事業費は、当初予算では国の採択が得られなかった分の減額と、事業所の改築など、国の補正予算に対応した補正予算計上による増により、合計しますと1億1,800万円余りの増額となるものです。

資料の18ページ、続きまして繰越明許費になります。

障害者自立支援事業費は、先ほど御説明しました社会福祉施設等物価高騰緊急対策事業、社会福祉人材確保等事業交付金を、令和7年度から開始するため、繰越しを行うものです。

障害児・者施設整備事業費は、国の補正予算に対応するため、年度を越えての整備となるため、繰越しを行うものです。

以上で、障害福祉課の説明を終わります。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 債務負担行為の関係で、療育福祉センターの給食業務の委託料があったと思うんですけども、これは、今とにかく食材が高くなったりとか人件費も高騰してる中で、今までの過去3年間と比べると、どれだけ増額されているんですか。

◎森木障害福祉課長 今細かな分析をした資料が手元にございませんで、また、後ほど資料提供させていただいてよろしいでしょうか。

◎坂本委員 その高騰分を反映してなかったら、委託先も困るのではないかなと思うので、後ほどで結構ですのでお聞かせいただいたらと思います。

もう一つお伺いしたいのは、手話言語条例によって、これから普及啓発等を含めた取組がされていくことになるわけですけども、例えば、地域でも手話教室なんかをやっているところがあるんですよ。そういったところは、講師謝金とか、あるいは会場費だとか、そういうのが必要になってるんですけど、そこへの支援というのは検討はされてないんでしょうか。県の職員への啓発とかね、いろんな意味での予算計上とかはあるんですけども、そういった民間の地域レベルで行われてるような教室に対する支援というのはあるんでしょうか。

◎森木障害福祉課長 民間サークルへの助成は、現段階では検討しておりませんが、県条例を作成しましたので、まずは市町村にもこういった取組を広げまして、その中で、手話での活動を活性化するようなことに取り組んでいきたいと思います。ただ、個別の団体への助成は、現時点では考えてないところです。

◎坂本委員 そういったところで手話を学んでいく人たちが増えていくことで、さらに、この条例の趣旨が生かされていることになると思いますので、今後も、市町村に地域からそういった要望など、もしあれば、そこを把握しながら、今後どういうふうにしていくかは検討していただけたらいいんじゃないかなと思います。

それと併せて、先日の本会議の中でも、いわゆる避難場所での要配慮者への支援マニュアルの改定とかいうことも、外国人対応のことも含めて、私のほうで取上げさせていただ

いたんですけれども。聴覚障害の方が避難してきた場合の対応を考えたときに、コミュニケーションツールが避難所にも必要になってきて、私たちもそういった聴覚障害者の団体の方から、避難所で必要なことについての勉強会なんかも過去にやったことあるんです。そういう中で、そういったものをそろえようとしたときに、多分、危機管理部に言わせると、いや、それは総合防災補助金があって、市町村がその総合防災補助金を使って防災会に補助をしたらいいんですみたいに言うけれども。いろんな活動してる中での補助金の使い道になってくるわけで、その中で、この聴覚障害の方に対する防災時のコミュニケーションツールとして備えたいときには、別枠でも備えていいですよというようなことなんかも、本来、今までにも要配慮ということと言うと、そういったところまで配慮されてなければならなかったと思うんですけれども。今後、この条例が制定されたことによって、もっともっとニーズが高まってきたときへの対応というのを、現場任せにするんじゃないくて、どういう支援ができるのかということも、検討していただきたいなと思いますので、その辺もあわせて。

◎森木障害福祉課長 聴覚障害者への配慮としまして、一つコミュニケーションボードを活用したやり取りというのがございます。他県でも、企業さんと連携して、コミュニケーションボードなどを紹介している例があったりしますので、本県でも条例ができましたので、そういうコミュニケーションボードというところも広く県民の方、事業者の方に知っていただけるように、取り入れるなどをして活用、広めていくような普及啓発というのもしてまいりたいと思います。

◎坂本委員 私が言うたのはそういうことで、財政的に必要な場合に支援ができるようなことも、危機管理部と連携しながら、今後取り組んでいただきたいなということで、それは要望で結構です。

◎森木障害福祉課長 先ほどの給食の委託の関係の分なんですけど、令和4年から令和5年の債務負担の部分から言いますと108%ということで、8%の増加をしております。また令和6年から令和7年の分からでいきますと、2%の増額という形を見積もっているところでございます。

◎坂本委員 それで大丈夫なんですかね。委託先が、それぐらいの引上げで受けてくれるかどうかということだと思うんですけれども、食数が減るという場合もあるでしょうけど。

◎森木障害福祉課長 適切に見積りをさせていただいていると思います。

◎西森（雅）委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、障害福祉課を終わります。ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11 時 54 分～12 時 59 分)

◎西森（雅）委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈障害保健支援課〉

◎西森（雅）委員長 次に、障害保健支援課の説明を求めます。

◎田中障害保健支援課長 当課は精神障害など、精神保健福祉と障害のある方の就労支援を所管しております。令和 7 年度当初予算につきまして、まず、日本一の健康長寿県構想に位置づけている 4 つの事業から御説明いたします。

1 つ目は、障害の特性等に応じて安心して働ける体制の整備です。真ん中、現状と課題の障害者雇用につきましては、昨年の本県の法定雇用率達成企業の割合は 55.7%、これは全国 16 位となっておりますが、この雇用率、令和 8 年 7 月にはさらに引上げられますことから、制度の周知や、就労につながります職業訓練の委託先企業のさらなる開拓が必要です。

次の工賃水準の向上につきましては、本県の就労継続支援 B 型事業所の令和 5 年度の平均工賃月額が 2 万 1,120 円。今回、国において算定式を見直しておりまして、それによりますと、2 万 7,869 円となりまして、本県は、全国では 3 番目の高い水準を維持しています。しかしながら、地域で自立した生活を送るためには十分と言えませんので、さらなる向上に向けて、各事業所の生産活動の基盤強化に取り組む必要があります。

令和 7 年度の取り組みです。まず、(1) 企業における障害者雇用の推進では、当課に配置しております障害者職業訓練コーディネーター 3 名が、企業等を訪問し、委託訓練などの支援策を提案するなどして、障害者雇用を進めてまいります。

(2) の拡のところですが。共同受注窓口は各事業所の生産活動を把握して、企業や官公庁に営業をかける、共同受注窓口でございますが、その活動の充実を図ってまいります。

具体的には、今年度立ち上げました農福連携に取り組む事業所が集まる部会での取組を通じた、大規模な受注にも対応できる体制づくりですとか、市町村における障害者施設等からの優先調達の働きかけの強化に取り組んでまいります。

次のスライドになります。障害の特性等に応じて安心して働ける体制の整備の 2 つ目、農林水福連携です。現状と課題の欄を御覧ください。令和 5 年度の農業分野における障害者等の従事者数は 753 人と、取組が広がってきていますが、さらに拡大していくためには、農福連携に関する県民の皆様の認知度のさらなる向上が必要です。

また、丸の 3 つ目ですが、農福連携に関心のある就労継続支援事業所はあるものの、事業所の支援体制や、障害の特性に応じた農作業の切り出しの難しさなどから、マッチングが進みにくい状況にあります。

さらにその下、農福連携の取組を農業以外の分野にも広げていくことが求められていま

す。令和7年度の取り組みですが、左側の拡のところですが。先ほど御説明しました共同受注窓口と連携して、各事業所が生産した「ノウフク産品」の販売促進を図るとともに、障害のある方が生産工程に携わった食品の農林規格であります「ノウフクJAS」の認証取得や、認証取得により横にイラストをつけておりますが、ロゴマークのついた「ノウフク産品」の県内外への販路拡大を支援して、農福連携をさらに広めていきたいと考えています。

右側に移ります。見出しの作業受委託の促進及び他の産業との連携では、県内3か所に配置したコーディネーターが、農業者と事業所の双方から収集した情報を、他のコーディネーターや共同受注窓口とも共有し合い、農作業の受委託のマッチングを支援してまいります。

また、拡とありますとおり、林業や水産業の分野でも、農福連携に準じた取組が広がるよう関係部局との連携を強化し、障害のある方の就労の選択肢の、さらなる拡大に取り組んでまいります。

次のスライドになります。自殺予防対策の推進です。グラフ、左下にありますとおり、本県の自殺者数は、近年おおむね120から130人前後で推移しています。なおグラフは、厚生労働省の人口動態統計によるものですが、この1月、公表されました警察庁統計の速報値では、令和6年、昨年の本県の自殺者数は129人となっている状況です。

現状と課題欄を御覧ください。丸の1つ目、若年層や働き盛り世代の自殺者数が増加傾向にあり、対策が求められています。

また、丸の3つ目ですが、自殺を考える方は様々な問題を複合的に抱えていることが多く、その問題を包括的に受け止めて、解決につなげるような体制の整備が求められているとか、さらにその下、身近にいる人のいつもと違う様子に気づいて、悩みを聞くとといった行動ができるゲートキーパーを、自殺リスクの高い人と接する機会の多い職種の人を中心に幅広く養成することが必要だと考えています。

令和7年度の取り組みですが、(1)の丸の1つ目、今年度末に完成予定ですが、働き盛り世代を対象としたメンタルヘルス対策の動画につきまして、精神保健福祉に関する情報を総合的に発信している県のサイト、メンタルヘルスサポートナビに掲載するとともに、職域の関係団体とも連携して、事業所の職場研修に活用してもらうなど、普及啓発を強化してまいります。

(2)の丸の2つ目、精神保健福祉センターにおいて、今年から、安芸圏域において、モデル的に開始しました「若者の自殺危機対応チーム」の取組につきまして、その成果を検証するとともに、ほかの圏域への展開を図ってまいります。

(3)では、メンタルヘルスサポートナビに掲載しているゲートキーパー研修動画のさらなる周知を行い、人材養成を進めてまいります。

次のスライド、依存症対策の推進です。現状と課題欄ですが、依存症は防ぐことのできる病気です。その発症の予防に向けましては、若い世代への予防教育や、依存症が病気であって、適切な治療により回復が可能であるといった正しい知識の普及啓発が必要です。また、依存症は、本人や家族などが気づきにくく、相談や治療につながりにくいため、依存症が疑われる人の推計値に比べて、相談件数が少ない状況にあります。このため、相談窓口の周知や相談体制の充実が求められています。さらに、依存症の方が適切に治療につながるよう、専門的な医療機関以外の精神科病院やかかりつけの医療機関の対応力向上も必要です。

令和7年度の取り組みですが、(1)の丸の1つ目ですが、メンタルヘルスサポートナビを活用した情報発信や、丸の2つ目、様々な依存症に関する予防講座などに取り組んでまいります。

(2)では、市町村の職員や各分野の相談員、また、内科医などかかりつけ医を対象に、依存症の基礎知識を学んでいただく研修を実施するほか、新とありますが、来年度新たに、精神科の医師を対象とした依存症治療の専門研修を実施して、医療提供体制の充実を図ってまいります。

次に、長寿県構想に位置づけている事業以外の事業を御説明します。一番右の説明欄、精神保健対策費の下、地域移行・地域生活支援事業等委託料は、自らの精神疾患の経験を生かしながら、精神障害のある人を支援するピアサポーターを養成するとともに、養成したサポーターを市町村等に派遣する事業を委託するものです。

2つ下、高次脳機能障害者等支援事業委託料は、病気や交通事故などで脳に損傷を受けたことの後遺症により、記憶や思考など、高次脳機能に障害が起きた方、またその御家族を支援するため、相談支援や啓発、地域の関係機関との調整を行う事業を委託するものです。

次のページの1つ目になります精神障害者アウトリーチ推進事業委託料は、精神障害のある方の地域生活を支援するため、医師や看護師などの専門職がチームを組んで、市町村などからの求めに応じて、精神疾患が疑われる者の未受診の方や、受診が中断している方などに訪問支援を行う事業を、精神科病院に委託するものです。

その下、震災対策訓練委託料は、南海トラフ地震を想定し、県外から派遣される災害派遣精神医療チーム、いわゆるDPATを円滑に受け入れるための訓練を実施するものです。

2つ下、入院者訪問支援事業委託料は、精神科病院に入院している方のうち、御家族のない方などを中心に、依頼に応じて支援員を派遣して、傾聴や情報提供などを行う事業を委託するものです。

下から3行目になります。精神科救急医療事業委託料は、緊急に精神科医療を必要とする方のため、休日や夜間における救急医療の提供を県内の精神科病院に委託するものです。

その下、精神科救急情報センター運営委託料は、緊急に精神科医療を必要とする方などからの電話相談を受け付けて、必要に応じて、先ほどの精神科病院につなぐ事業を委託するものです。

次のページの1つ目、医療扶助費は、精神障害のある方の措置入院に係る医療費や、国の自立支援医療制度による精神疾患の治療のための、通院の医療費に対する公費負担分です。

少し飛びまして、次のページの一番下になります。8精神保健福祉センター費は、県立精神保健福祉センターの運営などに要する経費です。

さらに次のページになります。下から2行目、9高知医療センター精神科病棟運営支援事業費は、高知医療センターの精神科、心のサポートセンターの運営支援にかかる費用です。

以上で、当初予算の説明を終わります。

続きまして、令和6年度の補正予算について御説明します。説明欄の上から2行目、国庫支出金精算返納金は、国の地域生活支援事業費補助金などの精算に伴いまして、国庫に返還する必要があるものです。

その下、医療扶助費は、国の自立支援医療制度による精神疾患の治療のための通院医療費に対する公費負担分が当初の見込みを上回ったため、増額をお願いするものです。

最後に下から2行目になります。高知医療センター精神科病棟運営支援事業費は、前年度、令和5年度事業に係る精算に要する費用が、当初の見込みを上回ったため、増額をお願いするものです。

当課からの議案の説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 まず、いのちの電話の関係ですけれども、なかなか対応されるマンパワーの確保が難しいというのが、ずっと課題だと思うんですけれども、その辺はどういうふうに。例えば、この補助金の中で人材育成を含めて、さらに強化してもらうような、取組とかはやっているのでしょうか。

◎田中障害保健支援課長 いのちの電話の補助金につきましては補助対象経費として、いわゆる相談員さんの研修の費用であったり、相談員さんの交通費なども補助対象にしています。その中で、現在いのちの電話さんからお聞きしてるのは、実際、相談員さんとして実働されてる方が80人ぐらいいらっしゃる。その中で、先ほど申し上げた補助金を活用して、研修などの養成をされている。お聞きすると、来年から、足して16人の新しい方が養成を終えられて、相談員としてかかると伺ってますので、引き続き、この補助で相談員の養成を支援していきたいと考えてます。

◎坂本委員 それと、自殺予防の関係のゲートキーパーですけれども、最終的には8,500

人以上目指すことになってますけれども。実際どういうんですか、その方たちがどれぐらい自殺リスクの高い人と接するような実績というか、その辺はどんなふうに把握されてるんでしょうか。

◎田中障害保健支援課長 このゲートキーパーでございますが、養成自体は随分前、平成22年頃から養成研修をやってきました。その一つの趣旨としては、説明のときにも申し上げた、身近にいる人の様子に気づいて声をかけてという、ある意味幅広く養成していくという趣旨でやってまいりました。ただ、その養成した方がどうなってるかというところなんですけど、今年度から、養成した方に登録いただく仕組みを設けまして、まだ登録数がそんなに多くありません。18人ぐらいでございます。引き続き、登録を呼びかけていく取組はしていきたいと考えています。

◎坂本委員 さっき言われたゲートキーパー登録制度の周知ということなんですけれども、実際じゃあ、そこへ登録してくれる人が、8,500人を目指すということですか。これはあくまでも研修を受けた人、どれぐらい登録して具体的に活動してもらおうと考えられてるのか、その辺はどうなんですか。

◎田中障害保健支援課長 今スライドに出ているこの8,500人というのは、あくまで養成の人数として目指しているところでございます。ただ、活動実態については、先ほど申し上げた登録フォームであったり、1回養成を受けられた方のフォローアップの研修もやっておりまして、そうした中での把握を進めていきたいと思っております。

◎坂本委員 養成がどんどん増えていくけど、実際、じゃあ防災士が地域で、防災の活動にどれだけ関わりきれてるかとなると、なかなか見えてこないとかいうこともあるんで、さっきのゲートキーパーの部分もぜひ実効性が上がるような、そういう養成につながる、そんな取組にしていきたいなと思います。

それと最後になりますが、「ノウフク産品」の「ノウフクJAS」の周知と認証取得、販路拡大の支援というやつですけれども、直接的には環境農業推進課になるって書いてありますけれども、これは高知県内で、どれぐらい見込めるのかということと、あと、全国的に既にこういった「ノウフク産品」が市場に出回ってるのかとか、そこら辺はどんな状況なんでしょうか。

◎田中障害保健支援課長 スライドにあります拡としているところの部分は当課の取組でございまして、「ノウフクJAS」は、昨年、本県でJASを取得した事業所が2事業者出てきました。一つはナスの袋詰めに関わってるのと、もう一つは果物の加工品だったと思います。その2事業者が「ノウフクJAS」を取得しました。

全国的な状況がどこまであるかは、今のところ手元にはないんですけれども、こうして取得して、イラストにはロゴマークのついた産品が出回ることができる状態になりますので、この販路拡大を目指していきたいところでございます。

◎坂本委員 そしたらまだ、全国的には緒についたばかりという状況なんですかね。

◎田中障害保健支援課長 ちょっと数までは把握してませんが、本県では2事業所がスタートしたところでございます。

◎岡本委員 農福連携と関係して、水産業と林業のほうにも拡大をしていきたいと報告があったところですけども、ほかの課との調整も必要だと思うんです。日本一の森林県でもありますし、林業もね、製材に通われてる方のことも、僕らよう承知してるんです。新たな取組として、どういう形で拡大をしていこうとしているのかということと、受入れが製材でありますとか、水産業の加工業者とかいろいろあろうと思うんですけども、その辺りはどんな状況ですか。

◎田中障害保健支援課長 御説明のときに申し上げた拡大の方向というのは、委員のおっしゃる林業の業者でありましたりとか、あるいは水産の事業者に、福祉分野との連携に関心を持っていただいて、福祉事業所に委託できるような業務がないかというのを広げたい。それを関係部局と、これからどうやってやっていくかを検討していくところでございます。ただ水産振興部、あるいは林業振興・環境部とも話してる中で、切り出せる作業がないわけではないですので、それを皮切りに具体化を進めていきたいと思ってます。

◎岡本委員 じゃあ、今からということでの判断ですかね。どういう具体的なところを聞きたかったんですけども。

◎田中障害保健支援課長 事例としてないわけではございません。例えば、林業であれば特定林産物で福祉事業所に委託した例もあったかと思っていますので、ゼロではありません。

◎岡本委員 今からそういう方向で、対策を講じていくということによろしいですね、今後予算もつけながらということで。

◎田中障害保健支援課長 予算的なところはあれですけども、これから拡大していくことを検討していきたいと考えてます。

◎土居委員 障害者雇用のところですけど、委託訓練をした方の就職率が、現状94.1%となってますが、これ、令和9年の目標を前倒しで達成をしているということだと思うんですけど、これかなりの成果ではないかと思うんです。県としてはどういう努力といいますか、経過で、これだけの成果を上げられたのか。

◎田中障害保健支援課長 職業訓練の中に幾つかメニューがございます。それは、集団形式で机上で訓練するものもあれば、実際に実習をやっていく訓練。実は去年、実習の訓練のほうが非常に成果が出るもんですから、これに絞り込んだ経過がございます。それでいくと、訓練を終えられた方は、ほぼほぼこの数字で就職していただいているという、訓練の幾つかあるメニューから絞ってやったという経過がありまして、この実習の訓練をこれからも進めていきたいと考えています。

◎土居委員　ちなみに、それはどういう分野の職業ですか。

◎田中障害保健支援課長　様々ではございますが、令和6年度でいうと、多いのは医療福祉分野で実習をしていただいて、そのまま就職につながった例が多うございます。

◎土居委員　令和9年度の目標も、また見直しをして、その方向性での取組を進めていくという認識でいいでしょうか。

◎田中障害保健支援課長　今の現状値を踏まえた取組を進めていきたいと思います。

◎土居委員　ぜひ進めていっていただきたいんです。そういう面で言えば、委託先の企業の、さらなる開拓も必要だということですけど、並行してそれはやっていられると思うんですけ。そっちのほうの広がりも、実績としてはありゆうわけですかね。K P Iにはそこは入ってはないんですか。いかがでしょう。

◎田中障害保健支援課長　当課に配置しているコーディネーター3名が企業開拓してると説明で申し上げました。今年度で言えば、1月末時点で267社を回ってます。今後、そういう就職実績の高い医療福祉分野はもちろんですし、雇用率が上がっていくことで、新たに雇用する義務が生じる企業さんも出てきますので、そこにもアプローチをかけていきたいと思っています。

◎土居委員　あと一つ気になるのは、離職率ですよね。一旦、就職してから継続雇用につながっているのか、その辺も心配するんですけど。まだ、ちょっと前から働いている方もいると思うので、今の現状で言えば継続雇用はどんな感じなんでしょうか。

◎田中障害保健支援課長　今データのどれぐらいの方が続けているかというのは、持ち合わせてはいないんですけれども、確かにお話にあるとおり、勤続年数を見ていたときに比較的短い方もいらっしゃると思いますので、そういうところについてのフォローでありますとか、労働局とも機会を捉えて、課題認識を共有したいと思います。

◎西森（雅）委員長　質疑を終わります。

以上で、障害保健支援課を終わります。

〈子育て支援課〉

◎西森（雅）委員長　次に、子育て支援課の説明を求めます。

◎岡本子育て支援課長　当課からは、令和7年度当初予算と令和6年度補正予算について御説明申し上げます。なお報告事項の日本一の健康長寿県構想につきましては、予算議案と併せて御説明いたします。まず、資料の令和7年度当初予算の歳出から主な事業を御説明いたします。

次のページをお願いします。右側の説明欄の上から3つ目の地域少子化対策重点推進補助金は、市町村が独自に行う結婚支援などの取組に対して、国の交付金を活用して支援するものです。

中ほどの4出会い支援事業費、それから、次のページの5地域子育て推進事業費、また、

その次のページで6 母子保健事業費と、7 母子医療対策事業費につきましては、日本一の健康長寿県構想に位置づけておりますので、次の資料で御説明いたします。

日本一の健康長寿県構想の柱Ⅲこどもまんなか社会の実現では、政策目標としまして、令和9年の出生数を4,200人と掲げまして、達成に向けた取組を進めてまいります。

具体的な取組につきましては、新規事業などの主なものにつきまして、次のページ以降で御説明申し上げます。

まず、出会いの機会の創出についてです。出会いや結婚を希望する方を応援するには、若者の所得向上などの行政として当然やるべきことを、全庁挙げて進めることを前提としまして、現状と課題のとおり、平均初婚年齢の上昇を抑制するという観点から、20代の出会いにつながる交流機会のさらなる確保が必要であること。結婚への支援を希望する方が感じている、時間上の制約などを解決する新たな出会いの環境の整備、また、若者のニーズや価値観の変化にマッチした、新たな取組が必要なことなどが課題となっております。

下段の右側の令和7年度の取り組みのうち、まず(1)出会いの機会の大幅な拡充では、若者からの、婚活を目的としない出会いの機会が欲しいとの声に応えまして、社会人を対象とした、趣味やレジャーなどの交流イベントを行う社会人交流事業など、これまでの取組の充実に加えまして、県内のスポーツ振興や伝統芸能の継承といった、県が主催します広域的な活動に参加する若者の参加を促します新しい仕組みを設けまして、生活の中での自然な出会いの機会をつくり出します。さらに、出会いのきっかけの一つとしまして、仮想空間の中で交流できるメタバースを活用した新たな出会い結婚支援を開始するほか、民間のマッチングアプリ運営法人と連携しまして、理想の相手と出会うコツや、交際の仕方などの恋愛リテラシーの向上を目指した講座などによりまして、若者への情報発信を強化するなど、出会いの機会の創出に向けた取組をさらに強化をしてまいります。

次の(2)結婚支援の抜本強化では、出会いや結婚を希望する若者が前向きになれるような情報発信を強化をし、機運醸成を図ります。また、結婚を意識した行動を起こしてない方の課題意識に合わせまして、例えば、活動する時間がないとか、距離が遠いといった制約のある方には、メタバースや県のマッチングシステム、婚活ではないけれども、同世代の異性の友人と知り合いたい方には社会人交流など、ニーズや価値観に合わせて、いわゆる結婚する意思のない方々にも配慮しながら、県の出会い結婚支援事業の周知などを行ってまいります。

また、県のマッチングシステムにつきましては、マイナポータルと連携させることで、申込み手続の簡素化を図るなど、活性化に向けた機能強化を図ってまいります。

その下でございますが、婚活サポーターの活動促進に向けまして、現在、約80名のサポーターさんが、身近な立場で相談者への支援に対応していただいておりますが、インセン

ティブの活動の拡充によりまして、活動促進をしてまいりたいと考えております。

次のページをお願いいたします。続きまして、理想の出生数をかなえる施策の推進、住民参加型の子育てしやすい地域づくりです。

中ほど、現状と課題のとおり、妊娠・出産におきましては、市町村において妊娠期から出産、子育て期まで継続した支援が行われている一方で、妊娠前の若い世代に対しては、妊娠・出産を含めた正しい情報提供が十分ではなかったのではないかと考えております。

また、産後ケア事業につきましては、利用率は上昇してきておりますが、通所型や宿泊型産後ケア事業の受皿となります受託施設には、地域偏在があるという課題がございます。また、子育て支援サービスにつきましては、子育て家庭が身近な地域で、先輩ママなどに気軽に相談できる環境を広げるためには、参考となる好事例を横展開していく必要があると考えております。

このため、令和7年度の取り組みといたしまして、(1)理想の出生数をかなえる施策の推進では、将来も含めました、妊娠を希望する方々への支援を検討するために、今年度、不妊治療への支援等の在り方に関する検討会を実施をいたしました。不妊治療への経済支援では、中核市である高知市の助成制度と、高知市以外を対象とする県の助成制度とで内容に差が生じており、検討会の有識者からは、県内で統一した助成制度とする必要があるという御意見をいただいたほか、助成の対象年齢は国において、保険適用の際に議論をされていることも踏まえて、母体のリスク、流産率等から検討し、42歳以下とすることが望ましいこと。不妊治療と仕事の両立について、社会全体への啓発や事業所の取組を推進すること。若い世代が妊娠や不妊治療に関する正しい知識を得るための取組を推進することなどの御提言をいただいたところです。

このことを踏まえまして、若い世代に、男女ともに性や妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促します「プレコンセプションケア」を推進いたしますため、妊娠前の健康管理などについて相談できる相談窓口の設置や、SNSなどを活用して社会全体に向けた不妊治療への理解、プレコンセプションケアの考え方の周知啓発などに取り組みます。

また、治療に対する経済的な支援としては、令和4年度から保険適用となりました、体外受精や顕微授精などの生殖補助医療と呼ばれる治療を対象に、県が助成対象とする治療範囲の拡大や、高知市を含めて、県全体をカバーするよう拡充をいたしました。あわせて、不妊治療の入り口となりますタイミング法などの一般不妊治療は、市町村に支援をお願いをし、県全体として不妊治療にアクセスしやすいよう、県と市町村の役割分担を整理したところです。

一方、これまで制限していなかった助成の対象年齢を、ハイリスク分娩の影響も鑑み、早期の治療開始を促進するといった政策誘導的な観点からも、令和8年度から保険適用の

上限年齢に合わせて42歳以下といたします。子供を持ちたいと望む方が、適切な時期に不妊治療に臨み、安心安全な妊娠・出産を迎えることができるよう、市町村とも連携しながら取り組んでまいります。

産後ケア事業につきましては、今年度行いました県内市町村の実施事例の調査事業などの成果を活用し、市町村が温浴施設などを利用して、通所型の産後ケア事業の実施を検討できるよう、事例を共有する研修会や、アドバイザーの派遣により市町村の取組を支援をし、身近な地域で安心して産後ケア事業を利用いただける環境づくりに取り組んでまいります。

(2) 住民参加型の子育てしやすい地域づくりでは、地域子育て支援センターにおける子育てピアサポーターや地域ボランティアとの連携などの好事例の横展開を図るため、支援センターの職員間の交流会を実施をし、子育て家庭が気軽に相談できる環境の拡充を図ってまいります。

以上、日本一の健康長寿県構想の柱Ⅲの取組につきましては、次のページ以降の、本県の人口減少対策のマスタープランとなります、元気な未来創造戦略に位置づけられています。重複しますので、ここでの御説明は省略いたします。

以上が、当課の令和7年度当初予算の主な内容です。続きまして、補正予算について主なものを御説明をいたします。

3段目、子育て支援費の右側の説明欄、2少子化対策推進費のうち、1つ下の地域少子化対策重点推進補助金は、市町村の結婚新生活支援事業におきまして、当初の見込みを下回ったため減額をお願いするものです。

それから、全体の下から3つ目の男性育児休業取得促進事業費補助金は、男性従業員の1か月以上の育休取得に係る代替要員の確保について、費用の一部を支援するものです。国の類似の助成金制度が拡充されたことに伴いまして、県の制度と支援の対象が重なってしまったことから、補助金の執行を中止し、次年度以降の支援を見据えた、制度の見直しを行いました。総務部との調整に時間を要しましたため、実際の育休を取得される方の予定時期を踏まえますと、既に育休を取得中であつたり、また年度を超えてしまうなど、今年度中の執行が困難となってしまったこと。また、代替要員を新たに確保しようとする企業の数がまだまだ少ないことから、当初の見込みを下回ったものです。

その下のこども・子育て応援環境整備事業費補助金は、子育て応援の店に協賛いただいています県内事業者による子育て家庭に配慮した施設整備、産後ケアや家事代行サービスなどの、子育てを応援する新しいサービスの開発などに係る費用の一部を支援するものです。飲食店へのキッズスペースやおむつ替えシートの設置、県東部で宿泊型に対応できる新しい産後ケア施設の立ち上げなどに活用いただいたところですが、申請が当初の見込みを下回ったことにより、減額をお願いするものです。

それから、一番下の5母子医療対策事業費は、次のページの一番上の乳幼児医療費補助金について、市町村の助成額が当初の見込みを上回ることから、増額をお願いするものです。

御説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 婚活サポーターの取組について、本会議でも質問させていただいた中身ながですけれども、令和7年度の取組の一番下段のところに、80名の婚活サポーターがおられて活動促進に向けたインセンティブの拡充と書かれております。この方たち、いろいろな思いがあって活動されてるんですけれども、具体的にその人たちの思いを酌み上げれるような取組はなされたのかどうか教えていただけますか。

◎岡本子育て支援課長 7ページの一番下のところで、婚活サポーターの活動促進に向けたということで触れさせていただいております。ちょうど今月も行ってますが、勉強会をしたいといったお声がございますので、サポーターさんのスキルアップにつながるような勉強会であったり、それから、新しい仲間を増やしていく部分で、養成講座的なものとは引き続きやってっております。

また、婚活サポーターさん自身で、例えば、集まって相談会のようなことをすると、そういった際に、会場を借り上げるときの費用は、県のほうで別途助成制度がありますので、そういったものを御利用いただける仕組みがございます。その助成制度につきましては、内容が複雑でございましたので、少しシンプルに分かりやすいものにして、御利用いただきやすいような形を考えております。

また、インセンティブという部分で申し上げますと、当年度に成婚実績のあった婚活サポーターさんには、僅かばかりではございますが、記念品のようなものを差し上げております。それで意欲を喚起していきたいということではあるのですが、こちらを、例えば、若い方の成功実績があった方に対しては、一定額の奨励金的なものを用意して、さらに頑張ってもらえるような形。そういったものを渡すのがいいのか悪いのかといった議論もありますし、一つ手探りではございますが、そういった形で、活動促進に向けて機運を盛り上げていきたいと考えております。

◎岡本委員 結構ね、成功率も高いということ、個別に会っていただけるということで、そんな話も聞いているんですけれども、ただ、会っていただくにはいろんな経費がかかる。食事代も交通費も含めて、けど、私たちはお金のためにやってるんじゃないというすごいプライドを持っておられて、やっぱりその辺り、非常に難しいところなんですけれども、そういうことに応えられるような体制を取れないものかどうかは私の思いなんですけど、その辺りについてどうお考えですか。

◎岡本子育て支援課長 お引き合わせのときの交通費的なものについては、婚活サポータ

一の中でも長年議論になっておりました。この件につきましては、サポーター自身にも話し合いをしていただきまして、まず、相談者のほうから、お一人1,000円ずつ頂くことで合意に達しまして、今年度からそういう体制で進めさせていただいているところです。

ただ、その議論の際にも、やはり私はボランティアでやってるから、そういうのは頂けないといったお声もありましたけれども、婚活サポーター制度を持続させていくためには、個人が持ち出しをしていく状況では長続きいたしませんので、これは皆さんでお話し合いいただきまして、そういった形でまとまりました。県のほうも、例えば、マニュアルを改正するとか、相談者に周知をするとかいった形でお手伝いしながら、活動しやすいような体制づくりに今後も努めてまいります。

◎岡本委員 ぜひ、活動しやすいような体制、制度をつくってもらいたいと思うんですよね。例えば、私四万十市ですけど、四万十市の人と高知市の人とを引き合わせるに、とても1,000円じゃできんわけです。けど、ボランティアでやってるんだからそういうことを言うことができないと、そういう悩みも抱えておられたりして、これはなかなか継続しづらいという状況をつくってるんですよね。

だから、そういうところにもしっかりと目をつけていただいて、体制を取っていただけるようなね、婚活は大事なことですからね。ぜひ、そういう取組をしていただきたいことを要請しておきたいと思います。

◎畠中委員 結婚についてですけれども、旅行会社とか民間の結婚相談所等、民間事業者と協力しながらやっていくということなんですけれども。実際、結婚となると、結婚式を行う式場であったり、ウェディングプランナーとか、それに付随する業者とか、たくさんいるんですけれども、そういうところへのアプローチはされているのでしょうか。

◎岡本子育て支援課長 県のほうでは、いわゆる婚活イベントなどを開催される団体さん向けに、その開催費用を助成する制度というのを持っております。その助成の対象自体が、これまでは事業としておられる、ビジネスとして、営利で行われる事業というのは対象にしておりませんでした。ここを来年度、民間の、例えば、旅行会社がツアーに使うとか、民間の結婚相談所さんがリテラシー講座をやるとかいったことにも使えるような形で、民間活力も使っていこうと考えております。

これまで、そういったブライダル事業者には、直接アプローチはしておりませんでした。既に、県内の主な事業者は、県の出会い結婚の応援団に登録をいただいて、様々御協力をいただいているところです。県のこの助成制度を民間の営利事業にも対象として拡大したということは、改めて、要項ができましたら御案内差し上げて、委員の御提案いただいたような形で御利用いただけるように、周知を図ってまいりたいと考えております。

◎畠中委員 私の周りなんかでも、最近ね、結婚相談所というか、個人でされてる方とか出てきましたし、また、そういった個人個人でやりゆう方なんかグループになって、イ

ベントとかもされたりしてるんですけども。やはり企業でもともとブライダルに携わってきた方たちは、もうプロですので、ぜひ、そういう方を入れることによって、企業としても収益が上がっても全然いいと思いますし、それによって結婚、または子供が生まれるようなことになれば、双方がウィン・ウィンになりますので、とにかく全てがウィン・ウィンになるためにどうするか。全然もうけていただいていたいいと思うので、ぜひ、頑張って進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎西内委員 出会いの創出のところで、県主催でイベントをされるということなんですけれども、そういう男女の出会いの場を県が主催するというのは、どういう形で、どういうイベントで、どんな効果を持とうとしているのか、その辺り教えていただきたいです。

◎岡本子育て支援課長 御説明が分かりにくかったところがあるかと思います。もともとの発端は、若者のニーズとして、いわゆる婚活のイベント的なものではなくって、ふだんの生活の中で出会えるような機会が欲しいといった声がありました。今回想定しておりますのが、例えば、県が主催をしますスポーツイベント、龍馬マラソンであったり、サッカーの応援であったり、そういったものに参加いただく。また、ボランティアとして参加される方というのは、その日だけじゃなくて、手前の説明会とかいう形で、何回か同じ顔を合わせるような機会があると思います。

また、伝統芸能の承継であったり、ボランティアの育成のような取組、県のほうでもいろいろやっておりますが、そういったものも継続的に、同世代の方が顔を合わすような機会になってまいりますので、まずは、そこに若者の参加を呼びかけようと。そのための事業として、具体的には、そのポータルサイトをつくって、それを御案内して、参加いただいた方に少しアンケートのようなものに答えていただいて、若干のキャッシュバックをさせていただく仕組みでございます。まずは、そういった新しい、日頃の生活の中で交流できるような、いわゆる出会いであるとか、恋人探しのようなことを意識しないような場を、まずは県のやってる事業の中でつくっていくということを、手始めにやっていこうと、今回新規事業として考えさせていただいたものでございます。少し分かりにくい事業で申し訳ございません。

◎西内委員 そうすると、ポータルサイトなり、あるいは宣伝広告を打つんでしょうけれども、どんな投げ方になるんですか。

◎岡本子育て支援課長 ポータルサイトに呼び込む動線としては、例えば、インスタグラムなんかで、個別のイベントの御案内をして、登録はこちらという形でポータルサイトに誘導すると。また、いわゆるリアルなイベント的なものであれば、会場にブースを構えて、そちらで登録していただければ、アンケートに答えていただけると、交通費相当のキャッシュバックがありますよといった形で、まずは、ポータルサイトを見に来ていただけるような形を、いろんなツールを使いながらやっていくことを考えております。

内容につきましてはプロポーザルでやっていきますので、今の想定ではそういう形で考えているということです。

◎西内委員 イメージがつかしました。個別のイベントから入っていくと、分かりました。

それともう一つ、説明があったかもしれませんが、アプリ連携をされると。民間のアプリに対して、県が連携をとるということなんですが、その連携というのは、どういうふうに県が関わることによって、どのような効果が生まれると考えたらいいですか。

◎岡本子育て支援課長 民間マッチングアプリの運営法人との連携の部分でございますが、直接的にアプリの事業者と県のシステムを連携させるということではなくて、アプリ運営法人は、いろんなコンテンツであったり、情報をお持ちです。例えば、マッチングアプリを使うときの安全な利用の方法ということであったり、理想の相手とどういうふうに出会うのかとか、距離感をどういうふうに保っていくのかといった、教材的なものをお持ちですので、まずは、そういったものを使わせていただいて、県内の若者に、まだ、結構、交際が未経験だという若者も、最近増えてきているようなお話もお聞きしますので、民間のマッチングアプリにも触れていただきながら、そういう恋愛リテラシー的な部分の情報提供に御協力いただこうと考えております。

◎西内委員 アプリそのものというよりも、ノウハウの部分の提供だけということね。

◎岡本子育て支援課長 アプリそのものをがっつり利用いただくというよりは、一部、実際に使っていただくことも、手法としては有効だと思ってますので、そういうこともやりながら、どちらかという、メインは講座であったり、情報発信の部分で、民間企業のノウハウを活用させていただくところに重きを置いております。

◎西内委員 それと話が変わりますが、産後ケアの話なんですけれども、資料でいうと、これは8ページ、産後ケア事業の利用率で、現状31%という数字が出ております。例えば、高知市なんかは訪問型なんかいろいろあるんですけれども、右下の令和7年度の取組なんかを見ると、産後ケア事業の通所型と書いてあって、この31%というのは、純粋に通所型のみでの数字なんじゃないかな。

◎岡本子育て支援課長 この数自体は通所型、それから宿泊型、それから訪問型、3類型合わせた数でございます。実数が、令和5年が大体1,000人ぐらいの御利用をいただきます。出生数が3,380人ですので、それを単純に割り算すると30%という、そういう計算になっております。

◎西内委員 そうすると、高知市が数を稼いでいそうだなと思います。というのは、自分も要請したときに、たしか、支援金か何か、お金とセットという話だったので、ある意味、申し込もうかなという、動機が働くようなシステムになっておったと思うんですよ。それが通所のほうなんかには結びつくかという、それぞれ、当然、市町村がいろいろ工夫をされるべきところなんだろうけど、現状ではなかなか厳しいんじゃないかなという感じが

しました。やっぱり、来てもらったときは非常にありがたいと思うけれども、わざわざ行ってまではという感じがするので、そこら辺、何かもう一つ、取組がいるんじゃないかなという感じがするんですけど、どうでしょうね。

◎岡本子育て支援課長 訪問型と通所型と宿泊型と3類型あるというお話をさせていただいたところですが、訪問型の場合は、やはり家にこられるのが苦手だという方もいらっしゃると思います。一番お手軽な部分ではございます。一方で宿泊型になってまいりますと、宿泊型に対応できる施設が高知市に集中しているということで、遠方の方はなかなか利用しづらいといったところがございます。通所型になってまいりますと、これは一定の場所に行って、そこで産後ケアを受けるといった仕組みでございます。

実は県内でも、本山町は町の直営で体制を構えて、毎月、何曜日に産後ケアをやりますといったことで募集をして、うまく回ってるような事例がございます。なかなか、宿泊型を県内全域に広げていくのは、これは事業者の協力がなければ難しゅうございますので、かなり難易度が高いということでございます。通所型であれば、場所とノウハウさえあれば、あとは、もちろん人も要りますけれども、いろんな地域でやることができるということで、今年度、県内の市町村の実施事例というのを助産師会さんに委託をして、調査をしていただきまして一定整理をしております。

それと併せて、県内3か所で2回ずつ、通所型の体験産後ケアのようなものを行っております。四万十市と香南市と安芸市だったかと思うんですけど、非常に好評で、抽選で選ばないといけないぐらい、利用された方の満足度も非常に高いという状況でしたので、実際に、例えば、温浴施設なんかを使って、助産師さんなんかには御協力いただいて、場所を構えれば、利用いただけるんじゃないかという手応えを感じております。来年度は、調査の成果であったり、体験イベントの成果というのを市町村に展開をしていって、まずは、通所型でいろんな地域でできないかということを、進めていくことを考えております。

◎西内委員 そんなに四万十市で人気があるっちゅうのは存じ上げませんでしたもんで、もちろん、通所型に行って助かっている方は非常にいらっしゃると思います。まあ、必ずしもね、皆々行かなければいけないというものではないですけども、初めての出産である前なんかは、その後の子育てについて、非常に不安もあらうと思います。一方で、通所してまでという人に対して、とりわけ高知市なんかが、結構そういう例になるんじゃないかと、わざわざ行くというところに対して、何か一步踏み込んだメッセージというかね、例えば、ふだんの育児の疲れを取りに来たらどうですかとかね、いろんな間口の持っていく方で利用していただけるような、そういう施設にぜひ、していただければということを要望して終わりたいと思います。

◎弘田委員 1点だけ、「共働き・子育て」ということで、男性の育児休暇取得促進とあるんですけど、いいことだとは思いますが、女性から、旦那が取得をして、家でごろごろ

されても困るというふうな話を聞いたことがあります。自分のことを考えたら、今で言う悪い父親じゃなかったかなというように思うんですけど。お母さんとか子供がどういったことをしてもらいたいとか、母親がこんなことを父親にしてもらったら一番うれしいんですよとか、そういったことを、父親に分からずとか、知ってもらおうとか、そういった取組は何かされていますか。

◎岡本子育て支援課長 委員御指摘のとおり、取るだけ育休という言葉があつたりするぐらい、課題意識は持っているところでございます。もちろん、家事・育児に男性に参画いただくというのは重要であります。私ども子育て支援課としては、パパの本という、お父さん向けの育児であつたり、お母さんとの接し方のような教育的な冊子を用意しております。これを、今年度、改定いたしまして、より実践的な内容、お子さんの月齢に合わせてどういったことが必要だとか、沐浴の仕方を動画で見れるとかいったようなものを展開しております。これは、ちょうど、今日のお昼のNHKのラジオでも放送をいただいたところですよ。

特に男性が育児に参加というののもちょっとおかしな話ではありますが、一緒にしていくというところは、力を入れているところでございますので、例えば、子育て支援センターに、夫婦で、お父さんもお母さんも来ていただくとかいったことは、今後とも、県としても進めていきたいと考えております。

◎弘田委員 ぜひ、お父さんもね、パパのほうもきちんと参加で、ママの負担が減るようなね、そういうふうな方向で進めていってもらいたいと思います。

◎塚地委員 いろいろ違和感のある言葉だったりするなと思ひながら、これ見させていただいて、当初は、結婚を望んでいるけれども、できない人たちへの支援というようなことで始まったと思うんですけど。例えば、この7ページの現状と課題のところの①の1ポツ目、初婚年齢が上昇しており、抑制する観点、抑制する観点という言い回しといいますか、それぞれの人生の選択で、今そういう実態になっている、状況になっている。それを抑制するって誰かが抑えるってことですよね。それは結局、結婚をして出産をすることを前提に、この文言になっていると思うんですよ。

やっぱそういうところに来てると、この文言も思いますし、先ほどの、その下の、令和7年度の取り組みのところでもですね、(2)の1ポツ目の未活動の要因という、要するに結婚することへのアプローチをしない、それは当然そういうことを選択する人もいるわけで、そこにあえてのアプローチを、やっぱり行政がするという、ここは結婚イコール出産で、少子化対策という、一人一人のやっぱり生き方を尊重している物言いには表現的にも見えなくて。これは今、大学のジェンダー平等の担当の先生方をはじめとして、結構問題視されているものだと、私は思っております。特に若い女性の中でも、若い男性の中でもやけど、とにかく結婚して産みなさいということが、社会的にむちゃくちゃ迫られている

ことに対する辛さがあるという声は、相当数出てきている上で、こういうことになっていくのに、違和感持ってる人たちがいますよねということについての認識みたいなのは、おありになりますかね、そこはどうなんでしょうか。

◎岡本子育て支援課長 委員、お話のとおりだと思います。あくまでも目指す姿に書いてございますとおり、希望する方に対する後押しであるということではございますが、やはり表現というのは非常に難しい部分がございますので、より配慮していくことを心がけてまいりたいと思います。

また、結婚の未活動の部分でございますが、こちらは、あくまでも結婚をそもそもする意識が、今現状ないという方というよりかは、結婚したいけれども、具体的な行動を起こされてない方を対象として、施策の打ち出しをしている部分でございます。おっしゃるとおり、非常に問題を招きかねない表現ではないかということは、当然、認識をしておりますので、今後も、広報していく際にも、しっかりその辺り配慮してまいりたいと考えております。

◎塚地委員 部分的な配慮も当然必要だし、表現としての配慮もね、当然必要だと思いますけれども、一方でそうやって生きづらい人たちをつくっているという行政側の認識は、例えばLGBTの人たちは、結婚しても、両性愛で子供は産まないから、それは、世の中には祝福されないというようになっていかないものにする必要があるので、ぜひ留意をしていただきたいのでお願いしておきたいと思います。

◎西森（雅）委員長 結婚支援ということについて、私も本会議でも質問もさせていただきました。マッチングアプリの結婚、4人に1人がマッチングアプリで結婚されてるという、そんな現状もあるという話もさせていただきましたし、そういう中で、時代の流れに合った支援というのが大事なのかなというふうに思っておりますので、また、その辺りの取組をよろしくお願いしたいと思います。

あと、婚活サポーターの支援の話もありましたけれども、お金をもらうもらわないとかいうところの話もあるわけですけど、気持ちの問題もあると思いますので、例えばですよ。知事からの感謝状とか、そういったものなんかも非常に喜ばれる部分があるのかなというふうなことを感じたりもしてます。

また、育休という話もありましたけれども、育休という言葉も何かもうちょっとね、いい言葉を考えていったほうが、休んでるみたいな、そういうイメージもあるわけでありますので、この辺りもいい表現なんかがあれば考えてもらえればということをお願いをいたしまして、以上で、質疑を終わりたいと思います。

以上で、子育て支援課を終わります。

〈子ども家庭課〉

◎西森（雅）委員長 次に、子ども家庭課の説明を求めます。

◎野村子ども家庭課長 7年度当初予算、令和6年度補正予算及び条例議案について御説明をいたします。なお報告事項の日本一の健康長寿県構想については予算議案と併せて御説明します。

まず、当初予算案について、健康長寿県構想に位置づけている事業です。児童虐待防止対策の推進／こども家庭センター設置促進です。市町村における母子保健部門と児童福祉部門の機能を一体化したこども家庭センターの設置を促進するなど、児童虐待の予防的な対応から、個々の家庭に応じた、切れ目のない相談支援体制の強化を図ってまいります。

右下の令和7年度の取り組みとしましては、(1)児童虐待の発生予防・早期発見では、3つ目の予期せぬ妊娠等に関する相談窓口において、家庭生活に困難を抱える妊婦や、出産後の母子に対し、妊娠や子供の養育等に関する相談支援、一時的な住まいや食事の提供などによる生活支援に取り組んでまいります。

(2)市町村の支援体制の強化では、こども家庭センターの設置運営に係る経費への補助や、設置済みの自治体の取組事例などを紹介するとともに、他機関との連携も含めた支援の調整などマネジメントを行う統括支援員や、そのほか、職員の相談対応力の向上に向けた研修等を実施し、市町村の取組を支援してまいります。

(3)児童相談所の相談支援体制の強化では、職員への家庭相談支援に係る認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進や、一番下の虐待などで傷ついた親子関係の修復や再構築に向けて、保護者等と支援の内容を目に見える形で共有しながら、適切な支援に取り組んでまいります。

次のページを御覧ください。社会的養育の充実では、社会的養育を必要とする子供が、より家庭に近い環境で安心して養育されるよう取り組んでまいります。

令和7年度の取り組みとしましては、(1)里親養育支援体制の充実では、新たに里親支援センターを設置し、里親のリクルートからトレーニング、子供とのマッチング、養育支援、子供の自立支援までを一貫した体制で行い、里親の確保や里親委託の推進に向けて取組を強化してまいります。

(2)こどもの権利擁護体制の充実では、児相職員以外の第三者が、子供の意見や意向等を聴取し、子供の希望に応じて関係機関等に意見の代弁等を行う意見表明等支援事業の実施、また、「こどもの権利ノート」の見直しなどに取り組んでまいります。

(4)ケアリーバーに対する自立支援体制の強化では、社会的養護自立支援拠点において、施設や里親家庭等、措置介助となった子供等に対する、交流の場の提供や、相談支援、一時的な拠出支援を実施するなど、自立に向けた支援を強化してまいります。

次のページを御覧ください。ひとり親家庭への支援の充実です。ひとり親家庭の自立や、安心した暮らしに向けて、相談体制の充実などに取り組んでまいります。

令和7年度は、(1)ひとり親家庭支援センターの情報提供・相談体制の充実では、町村

部の方にも、センターの利用が広がるよう、SNS等を活用し、センターの情報発信を強化するとともに、オンライン相談の実施や、公式LINEによる支援制度等の情報提供など、ひとり親家庭の様々な相談に対応してまいります。

(2) 就業支援の強化では、高知家の女性しごと応援室やハローワークなどと連携をしながら、相談者のニーズに応じた支援に取り組むとともに、人権・男女共同参画課が予定しているデジタルスキル習得と企業とのマッチング支援に係る事業にも、つないでまいりたいと考えております。

(3) 経済的支援の充実では、2つ目の、就労を通じた自立に向けて取り組むひとり親への住宅資金貸付けの上限額を拡充するとともに、町村在住の方を対象にした養育費の確保に要する経費への補助を行い、養育費の受領率の向上に取り組んでまいります。

次のページを御覧ください。ヤングケアラーへの支援の充実です。ヤングケアラーを早期に発見・把握し、適切な支援につなげることができるよう、周知啓発や関係機関の連携強化に取り組んでまいります。

取組に当たっては、現状と課題の一番下の丸のとおり、昨年6月の法改正により、地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に、ヤングケアラーが明記され、子供だけでなく、18歳以上の若者も支援の対象とされたことを踏まえ、これまで以上に、若者も意識した対策の強化が必要となっております。

このため、令和7年度の取り組みとしましては、(1) 早期発見・把握に向けた認知度の向上では、動画教材やヤングケアに関する情報をまとめた、ランディングページを作成するなど、子供や若者がアクセスしやすい環境づくりに取り組むとともに、引き続き、中高生を対象とした出前授業などを実施してまいります。

(2) 迅速な対応に向けた関係機関の連携強化と、(3) 市町村等における相談支援体制の充実では、ヤングケアラーコーディネーターによる、各分野の関係機関を対象とした研修の実施や、支援者、市町村に対する相談支援などを実施してまいります。

続いて、その他の項目につきまして議案説明書で御説明をいたします。

右の説明欄の中ほどにあります3児童養護施設等児童措置費は、保護者のいない児童や虐待などの理由で、家庭で養育ができない児童などの措置に要する経費などです。

次のページを御覧ください。上から2つ目の10児童手当費は、児童養育する者に支給する、児童手当の県負担分でございます。

上から4つ目の11子どもの未来応援事業費は、子供や保護者の居場所となる子ども食堂の開設や運営を支援するための経費などです。

以上、当課の一般会計予算総額は63億5,252万3,000円で、前年度と比べ、9,575万8,000円の減となっております。

次のページをお願いいたします。中央児童相談所及び希望が丘学園における調理業務

委託料について、複数年契約を締結することから、債務負担行為をお願いするものです。

続きまして、母子父子寡婦福祉資金特別会計について御説明いたします。

右の説明欄の1 貸付事業費は、母子父子及び寡婦の家庭に対し、修学資金や技能習得資金など各種の貸付けを行うものです。

2 償還金は貸付金の財源として、国から借入れた金額の総額の一部を、法に基づき、決算上の剰余金の額が政令で定める額を超えたため、その越えた額を国へ償還するものです。

3 の一般会計繰出金は、先ほどの国の償還と同様に、貸付金の財源として一般会計から特別会計へ繰入れていた金額の総額の一部を一般会計に繰り出すものです。

次のページを御覧ください。子供が進学するために必要な修学資金等について、入学時の新規貸付けの際に、卒業までの貸付け決定を行いますことから、最大で6年間の債務負担をお願いするものです。

令和7年度当初予算の説明は以上です。

続きまして、補正予算について御説明いたします。議案説明書の右の説明欄を御覧ください。1 児童福祉諸費から、次のページの8 子どもの未来応援事業費までは、事業費が年度当初の見込みから変動があったことに伴い、増額または減額を。また、国の経済対策に伴う補正予算を活用し、物価高騰対策を実施するため、増額をお願いするものです。

このうち、10 ページの上から2つ目の2 児童養護施設等児童措置費につきましては、国の保護単価が改正されたことに伴い増額をするものです。

3 児童福祉施設等处遇改善事業費の社会福祉施設等物価高騰緊急対策事業委託料は、光熱費等の高騰による影響を受ける児童福祉施設と里親を対象に、給付金を支給し支援をするものです。

次のページの7 ひとり親家庭等自立支援事業費のひとり親世帯生活支援特別給付金は、物価高騰の影響に対する支援としまして、町村にお住まいの低所得のひとり親世帯に対し児童1人当たり2万円を給付するものです。

次のページの9 子ども食堂支援基金積立金は、個人や企業の皆様からいただいた寄附金と、基金の運用利子を高知県子ども食堂支援基金に積み立てるものでございます。

次のページは、繰越明許費の3件の追加です。1 件目は、高知市大津の旧中央児童相談所の解体工事後の周辺家屋への影響調査について、調査対象者との日程調整に不測の日数を要する可能性があることから、当年度分の予算の繰越しを行おうとするものです。

2 件目、社会福祉施設等物価高騰緊急対策事業委託料。3 件目、ひとり親世帯生活支援特別給付金については、それぞれ給付金の支給に係る手続に日時を要することから、繰越しを行おうとするものです。

令和6年度補正予算の説明は以上です。

続きまして、条例議案について御説明いたします。高知県一時保護施設の設備及び運営

に関する基準を定める条例です。一時保護施設は本県では中央児童相談所に設置をしています。虐待、置き去り、非行などの理由により子供を一時的に保護するための施設です。

1 条例制定の趣旨ですが、児童福祉法の一部改正を考慮し、これまで、児童養護施設の設備・運営基準を準用しておりました一時保護施設について、新たに基準を定めようとするものです。

2 条例制定の背景としましては、一時保護は、子供を一時的に家庭などから離すもので、子供にとっては環境の変化によりまして、不安の大きい状況であります。よって、より手厚い対応が必要となります。このため、子供の権利擁護や、子供の様々な状況に応じた個別ケアの推進を図り、一時保護の質が担保されるよう、新たに基準が定められました。改正児童福祉法により、都道府県は、この内閣府令を踏まえ基準を条例で定めなければならないとされております。

次に、3 基準条例の構造です。一時保護施設の基準については、内閣府令に従うべき基準、参酌すべき基準が規定をされております。このため、基準府令の従うべき基準等に該当する部分は、基準府令で定める基準の例によるとし、県独自基準は、その内容を条例中に明記し、本県におけます社会福祉施設等の基準条例と同様の構造としております。

県の独自基準については、左下のとおり非常災害対策の義務づけと、県内産農林水産物等の使用に係る努力義務を規定し、こちらも、他の基準条例と同様の内容です。

基準府令で定める基準の主なものは、真ん中の囲みのとおりで、右側囲みの従前と比べまして高い基準になっております。

具体的には、児童の権利擁護に関する事項の、正当な理由なく児童の権利を制限してはならないといった規定や、児童が適切な教育を受けられるよう児童の希望を尊重しつつ、環境その他の事情を勘案し、通学の支援等に努めなければならないといった教育の規定を新設しています。

また、3 つ目設備の基準については、従前からの居室の面積や入所定員に加え、児童ができる限り良好な家庭的環境において安全、安心に暮らすことができるよう、ユニットの整備に努めるといった規定を置き、具体化を図っています。

職員配置の基準については、従前の児童指導員等に加え、学習指導員、心理療法担当職員、看護師が必置となり、また、児童指導員及び保育士の総数が従前のおおむね 4 人につき 1 人以上から、おおむね 3 人につき 1 人以上と、手厚い配置としております。なお、職員配置については、令和 8 年 3 月末までの経過措置が設けられております。条例の施行日は公布の日としております。

当課からの説明は以上です。

◎西森（雅）委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 ヤングケアラーの支援の関係なんですが、支援をされる方から相談を受ける窓口がはっきりしないと。結局、当事者が抱えてる課題によって、このイメージでもですよ、学校のことだったら学校へとか、高齢者のことだったら高齢者支援とかいくつか分かれてるじゃないですか。市町村にこども家庭センターが設置されてたらそこだし、まだ設置されてないところであれば、福祉部署とかが受け取って、相談窓口へつなぐことを現場ではされてるんでしょうか。

◎野村子ども家庭課長 ヤングケアラーの支援は、県としては市町村の、今でいうこども家庭センターだったり、あと児童福祉担当部署において、まず窓口を設置をしてくださいといったところで、全市町村の窓口として、皆さんに御案内をさせていただいています。

その上で、まず受け付けて、必ずしもその児童福祉の担当部署で解決できるものではないので、そこでしっかりと障害だったり、高齢者だったりといったところの、必要な関係機関につなぐことは、これまでの取組で、研修等も通じてお願いをしております。実際にそういった事例というか、学校に相談があって、養護教諭の方から市町村の窓口で相談が来て、一緒になってどうしようねと考える中で、地域包括支援センターなども巻き込んで、大人の方の支援につながったといったところで、ヤングケアラーとされるお子さんの負担が軽減された事例もあります。市町村においては、そういった、つなぐ意識とか、窓口でこられられた方をまずは受け止めて相談を聞くという意識を今後も引き続きとっていただきたいですし、県としてもそういった啓発は、引き続きやっていきたいと思っています。

◎坂本委員 そういう意味でいうと、そこはもう、一応市町村が一元的には窓口で受け止めますよということの徹底で、今後も構わないですね。

◎野村子ども家庭課長 まずは、そういった形でお願いしたいと思います。

◎坂本委員 それと、子ども食堂の関係で、今、それぞれの子ども食堂が、食材が高騰している中で、なかなか確保できない問題とか、そういったことがあるんですけども、そこへの食材支援的な部分で、この予算の中でどうするのか考えがあるのか、あるいは予算ではできないけれども、こんなふうな仕組みでやろうとしている。あるいは場合によっては、基金を取り崩すだとか、そんなふうなところは、具体的に今対応がされてるんでしょうか。

◎野村子ども家庭課長 まず補助金については、1回当たり食材費に当たる部分については、8,500円を単価として、現在補助をしております。この金額については、令和5年度から令和6年度にかけて単価を500円アップしたところです。次年度の当初予算においては据置き形で、まずはとらせていただこうと思っています。

基金について、あくまでも補助金の中で、補助金に充てるといったものでありますので、特別に、食材用に別途基金を取り崩すといった対応は、現在は考えていないところです。お米については、国の備蓄米の無償提供がございますので、そういった無償提供をされて

いるところは、県からも子ども食堂及び市町村に対して周知をしてきましたし、またこれから、こういったことを使えるよう、会議等々を通じて周知をしていきたいと思っています。なお、今年度については、まだ1つの食堂しか使われていないので、もう少し周知が必要かなというのは県として考えています。

◎坂本委員 そういった相談自体は上がってきてますか。

◎野村子ども家庭課長 アンケートをとったタイミング等々がちょっと早かったこともあって、直接に、すごく足りませんといった声が多くなったとは、聞いてないんですけども、先日の新聞報道でもありましたし、やはり物価の高騰は、影響していると考えています。

◎坂本委員 ぜひ、子ども食堂の当事者団体からも声を、ニーズをしっかりと把握しながら、対応していただきたいなと思います。

それと、さっきの課でも聞いたんですけども、調理業務の委託費ですね、児相だとか、そういったところを含めて、調理委託費が2か所あったと思うんですけども、それは前年度と比べて引上げ幅はどうでしょう。

◎野村子ども家庭課長 まず希望が丘学園については、1食当たりの単価は最大30円上昇というところになっています。おやつで30円、通常の食事で行くと1円から6円の上昇といったところになってます。見積りを依頼した際にも、物価高騰を見越した形で、見積りをとったところでいただいたゆえの、当初予算の積算となっております。中央児童相談所については、先ほどの療育福祉センターと折半みたいな形にはなってるんですけども、1食当たりの単価は最大59円の上昇、朝食でいうと41円、昼と夕食で59円の上昇といった単価設定にしております。

◎岡本委員 ヤングケアラーの関連。ヤングケアラーのことにに関して、校内研修会や出前授業の実施と書かれてありますがね、新規事業の中で、これは具体的に、教育委員会との話もあろうと思うんですけども、どういう形でやられるのか。それと、県内の中で、全域で考えられているのか、その辺りについて、具体的なところが分かれば教えていただきたいのですが。

◎野村子ども家庭課長 校内研修会については、一定教材みたいなものを教育委員会の学び箱に収めさせていただいているので、基本的には日々の学校の人権研修の中で、自発的に取り組んでいただくのが一つです。併せて別途、依頼があればヤングケアラーコーディネーターを配置しておりますので、先生に対しての研修というのも、これまでも実施しており、継続してやっていくところです。

あと、出前授業については、中学校と高校にヤングケアラーコーディネーターとか、元当事者の方に行っていただいて、1時間程度の講義みたいなものを、生徒さんに向けてやっております、今年度も、高校5校に対して実施をしております。

◎岡本委員 5校とは具体的に分かりますか。それを今後とも、広げていくのかどうか。

◎野村子ども家庭課長 回数で5回といったところになります。今年度は四万十高校、春野高校、高知東高等学校に対して実施しておりまして、対象は県内全域を対象としているので、学校から依頼を受けてお伺いする形をとっております。

◎岡本委員 県からも、ありますよと投げかけはもちろんするわけですね。

◎野村子ども家庭課長 毎年、年度初めに行っておりますし、都度都度、学校に対して投げかけをしております。

◎塚地委員 先ほどの子ども食堂の件なんですけれども、私が聞き抜かったと思うんですけど、現在基金残高は幾らになっているのか。

◎野村子ども家庭課長 令和6年5月末、令和5年度決算でいきますと5,475万250円です。

◎塚地委員 この間、何度か、いろいろやり取りをしてきて、子ども食堂の居場所としてじゃないといけないとか、いろんな規定があって、食材のほうにも使えないというようなこともあるんだと思うんですけど、もう5,400万円もずっと積み上げてきてるわけなんで、そこは今の食材の高騰の中で、現場の人が一番困っているところに、寄附された方々もそこに使ってもらいたいと実は思っていると思うんですよね。そんな規定どおりで、がちがちに使ってくださいと思っているわけじゃなくてやっぱり、一旦県に入ったから、使い方としてすごい枠がはめられている状態になってると思うんですけど。そこは、先ほどの坂本さんのお話じゃないんですけど、現場が最も必要としているものに使えるように、何か見直しをもうそろそろしていただいてもいいがじゃないかなと思うんですけど、そこはどんな感じなんですか。

◎野村子ども家庭課長 基金残高については、過去に高額な御寄附をいただいたこともあって、少し残が多くなっている状況ではございます。一方、令和5年度については、御寄附をいただいた額に比べると、補助金として基金を取崩した額のほうが多くなっている状況で、今年度についても、補正予算後の見込額でいくと、御寄附に対して補助金の支出が800万円程度多くなる形になっておりますので、一定、執行状況を見ながら、判断をさせていただきたいと思っております。

◎塚地委員 基金に御寄附が必要な場合は、私たち結構あるなと思って。子ども食堂に募金をしてほしいですというようなことが、あんまり伝わってないような気もするので、そこはもう一回り、大変な状況なら、アピールしていただいたらいいかなとも思うので、よろしくお願いします。

◎西内委員 予算とは関係ないんですけど、さっきの子育て支援課から始まって子ども家庭課の流れを見ている中で気がついたことがあって、子育ては、希望する方の男女の結婚の希望をかなえとかね、そういう入り口で入ってまして、そこから家庭ができて、そし

て、この子ども家庭課のほうでは、どちらかというと、できた家庭で課題を抱えたものを、子供中心に解決していくという流れになっていると思います。

1 ページから見ても、いろいろ悩みがあって、相談して、サポートしていきますよと、児童虐待があればそれをどうこうしていきますよと。次の2 ページにしても、親元をいろんな事情で離れてしまった後の話ですわね。その次3 ページは、ひとり親家庭で、シングルマザーなりファザーなりの支援ですよ。ヤングケアラーについても、家庭内の問題から、いろいろ派生するものだと思うんですけども。ということであれば、それ以前の、その問題に至る前の家庭をどう円満にするかという観点で、政策的な介入といいますか、支援があってもいいんじゃないかなと思うわけなんです。例えば、育休取られた場合に、夫婦でこういうことをする場合は支援しますよとか、あるいは、なかなか小さい頃は結構、一緒に遊びに行ったりするんですけど、ある程度、子供が大きくなってね、小学校、中学校になったときとかに、家庭でこういうことをしたいとか、イベントを検討して夫婦で参加できるようなものを構えますよとか、そういうことによって、家庭というものを、ここにあるような政策に至らん状態に至らしめる支援もあっていいんじゃないかなと思います。

もちろん希望する希望しない、独りの家庭も対象にしてもいいと思いますけど、そういう家庭もあっていいと思いますけど、そういう視点で、いろいろ取組ができるんじゃないかなと思います。ただ、ここの予算に直接関係のないところなので、どうですか、部長にお答えを。

◎西森子ども・福祉政策部長 明確にですね、子育てと子ども家庭課とに整理をしたものがあるわけではないと思うんですけども、おっしゃるように、結婚を希望された方、希望したい方があって、家庭をつくったり、子育てとかをするというような、子育ての楽しさとかですね、そういったことも、周知をしていくことも大事だと思いますので、そこは、この子ども家庭課というより一連の対策の中で、どこの課でやったらいいのかとか、どういう内容にしたらいいかを考えていきたいと思います。

◎西森（雅）委員長 質疑を終わります。

以上で、子ども家庭課を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。再開時刻は、午後3時からといたします。

（休憩 14 時 39 分～14 時 59 分）

◎西森（雅）委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

委員の皆様にお諮りしたいんですけども、これから後の進行を副委員長に、委員の皆様様の御了解をいただければ、お願いしたいと思いますけども、いかがですか。

（異議なし）

◎西森（雅）委員長 異議なしということで、それでは、以降を副委員長に、よろしくお願いたします。

〈福祉指導課〉

◎桑鶴副委員長 次に、福祉指導課の説明を求めます。

◎山岡福祉指導課長 令和7年度当初予算議案及び令和6年度補正予算議案について御説明いたします。まず当初予算の議案説明書について御説明します。右側の説明欄を御覧ください。

まず、1 社会福祉施設等指導監査費は、福祉指導課の職員 17 人の人件費のほか、社会福祉法人、社会福祉施設、介護保険事業所等の指導監査に要する経費です。

次に、3 生活保護費ですが、最初の生活保護費負担金は、高知市を除く 10 市において、居住地がない、あるいは居住地が明らかでない方に、それぞれの市が生活保護を適用した場合に、その費用を県が負担するものです。

次の生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費と住宅扶助費等をあわせた生活保護費の扶助費は、31 億 1,071 万 6,000 円となっております。このうち、生活扶助費と医療扶助費の 2 つで、扶助費全体の約 9 割を占めています。本県の生活保護受給者の動向といたしましては、平成 10 年度から平成 24 年度までは増加していましたが、平成 25 年度以降は減少傾向が続いています。生活保護については、新型コロナや物価高騰による影響なども含めた社会経済の情勢を注視しつつ、生活困窮者自立支援制度とも連携しながら、保護の適正な実施に努めてまいります。

次のページをお願いします。右側の説明欄を御覧ください。

2 つ目の 4 生活保護事務費は、生活保護関係事務に携わる会計年度任用職員 15 人の人件費や、県内の福祉事務所への指導監査、指定医療機関に対する個別指導などに要する経費です。

2 つ下の生活保護電算システム保守等委託料は、県福祉保健所において保護費の支給や統計処理を行う生活保護電算システムの改修や、レセプト管理システムの標準化等に要する経費です。

次に、5 生活困窮者自立支援事業費の生活困窮者自立支援事業委託料は、被保護者を対象に、就労準備支援事業を県社会福祉協議会に委託して実施するものです。

以上、令和7年度の歳出予算総額は 34 億 393 万 9,000 円で、対前年度比で 2 億 3,198 万 6,000 円の減となっております。これは、主に生活保護費の減少を見込むものです。

次に、補正予算の議案説明書について御説明します。右端の説明欄に沿って御説明します。

生活保護費の生活保護費負担金の 1,596 万 2,000 円は、所要額が当初見込み額を上回ったことから、増額をお願いするものです。

次の生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費、住宅扶助費等につきましては、所要額が当初見込額を下回ったため、減額するものです。

また、国庫支出金精算返納金は、令和5年度の生活保護費等の国庫負担金などの国庫支出金に係る精算返納金の確定により、1億3,037万6,000円の増額をお願いするものです。

以上、令和6年度補正予算は2億1,625万8,000円の減額となります。減額の主たる要因は、生活保護の扶助費の減額によるものです。

説明は以上です。

◎桑鶴副委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 一つは、生活保護費の減額の見込みで予算も計上されてるんですけども、一方で令和5年の1月から、生活福祉資金の特別貸付けへの償還が始まったりとか、そんな中で償還猶予を求める人も多かったりとか、高知県的にはそのことによる影響っていうのもあったと思うんですね。そういった中でも、減少していると。一方で、高齢者の保護受給が多いかと思うんですけども、その辺が今後も減少していく見込みというのは、どういうところから来てるんでしょうか。

◎山岡福祉指導課長 来年度の当初予算の金額の見込みにつきましては、令和3年度から令和5年の決算ベースをもとに算出しております。この3年間で申しますと、被保護者としては、県の出先機関の福祉保健所5つで、令和2年度は1,670世帯、それが令和5年度は1,549世帯と121世帯の減、それから、人数で申しますと2,019人が、令和5年度は1,864人に減少しております。こうした傾向を見て、予算につきましては減少を見込んでおります。

ただ、新規の申請は、全国的には5年連続増とこの前新聞報道でもございましたけれども、県内でも、年度によって増減はございます。ただ、若干増加傾向でございますので、この減少傾向の幅が若干縮まりつつあるのかなと思っております。ただ、今年補正予算で減額しますが、それよりも1億2,000万円ぐらいの増枠は確保しておりますので、令和7年度当初予算につきましては、今の額で十分足りるものと考えております。

◎坂本委員 ぜひ、かつて言われた水際作戦みたいなことで、相談者が福祉事務所で、嫌な思いをせんでもいいような対応をきちんとしていただきたいと思います。

それともう一つは、予算の1ページの行旅病人死亡取扱費、今まで20万円台だったと思うんですけども、今回41万6,000円というのは、最近、結構報道なんかでもありますが、老後1人難民ですね、死後の葬儀を家族にしてもらえない人が多い中で、そういった傾向が、この予算にも現れているのかなと思いながら見てたんですけど、その辺は、高知県的にどんな状況でしょうか。

◎山岡福祉指導課長 行旅死亡人につきましては、平均年に二、三人で推移しております。簡単に数字を申しますと、令和元年度が3人、令和2年度が2人、令和3年度が2人、令

和4年度は0人、令和5年度が4人、令和6年度が今のところ2人を見込んでおります。人数的には、1人当たりの単価というのが生活保護の葬祭扶助の基準を単価に、きちっともう一度精査し直しましたので、それで1人当たりの単価が、20万円超という形で積算し直しまして、それをもとに平均2人だろうということで、41万6,000円を計上しているところでございます。

◎坂本委員 人数が増えたわけではなくて、単価が上がったということですか。

◎山岡福祉指導課長 国の葬祭扶助の単価をベースに、見直したところでございます。

◎岡本委員 生活保護の関連で、高知県は特に中山間が多くて、条件によって車の保有が認められていますよね。高知県内ではどんな状況なのでしょう。推移的に増えているのか。

◎山岡福祉指導課長 先日、令和2年度から令和4年度までにおける都道府県と政令市における自動車保有の状況についてという資料が、国からまいりました。それを見ますと、47都道府県と政令市含めて67の自治体で、どれくらい容認しているかという数字が出ておりました。それで見てみますと、高知県は193容認して、処分保留が43、否認が102ということで、容認率が57.1%ということで、67自治体の中では12番目だったということで、都道府県によって差はありますけれども、制度の中で中山間地域が多いということも踏まえて、できるだけ寄り添った対応はしています。

ただ、不正受給は絶対駄目ですけれども、その中では12番目ということで、一定、寄り添った対応はしているんじゃないかなと思っていますところでございます。

◎岡本委員 この扶助費の中にそれ入っていますよね。だから、別途でなくって、車はどうしても持たないと、病院に通ったりとか、買物したりとか、そういう面で困るからということで、特別に許されてると思うんですけれども。その中で、生活費の中からそれを出さなければならないという、大変な状況になってると思うんですよね。例えば、高知県は特に中山間が多いので、特別に県から扶助費の支援をするとか、そういうことは不可能なんですか。

◎山岡福祉指導課長 扶助費について不可能ということではないかと思うんですけれども、ただ、生活保護の仕組みは憲法25条で規定されておりまして、国のほうで責任を持って、最低限度の生活を保障するという趣旨からしますと、まずは、県単独でやるというよりも、国において、適切な保障をしていただくことが、大事なかなと思っています。国の自動車の保有につきましても、先月、12月25日に国から、解釈通知が出まして、保有を認められた車につきましても、買物についても一定の条件のもと認めると、これまでよりは緩和された部分もありますので、そういったところを既に福祉事務所に周知しておりますけれども、さらに周知を徹底して、生活保護受給者の生活が苦しいものにならないようにということは、寄り添った対応をしていきたいと考えております。

◎岡本委員 地理的な条件を考えて、やっぱり、高知県のようなところは、柔軟に対応していただきたいと、扶助費についても、県で独自に入れていただけるとかというようなことがあればいいなとずっと思っていたので、それがかなえられるかどうか別問題として一言、言わしていただきます。

◎山岡福祉指導課長 県単でというのはなかなか難しいと思いますけれども、各福祉事務所、市の福祉事務所、県の福祉保健所でも、それぞれの実情に応じて、本当に公共交通機関の利用が著しく困難ということであれば、そういった実態を踏まえて、適切に判断していただきたいと考えているところでございます。

◎桑鶴副委員長 質疑を終わります。

以上で、福祉指導課を終わります。

〈人権・男女共同参画課〉

◎桑鶴副委員長 次に、人権・男女共同参画課の説明を求めます。

◎市村人権・男女共同参画課長 それでは、まず令和7年度当初予算案について御説明いたします。議案説明書のほうを御覧ください。8人権・男女共同参画費の説明欄の中から主なものを御説明します。

次のページをお願いします。3人権啓発事業費の中の人権啓発活動市町村委託料は、国の啓発活動事業を市町村に委託し、全市町村が講演会やイベントなど、人権意識の高揚に向けた取組を行うものです。

その下の人権啓発研修事業委託料は、講演会やイベントのほか、企業や自治体等で行われる人権研修への講師派遣、また、新聞や広報誌、ウェブサイト等による情報発信などを高知県人権啓発センターに委託するものです。

また、人権啓発センター管理運営委託料は、県立人権啓発センターの管理運営を指定管理者である高知県人権啓発センターに委託するための経費です。

その下のモニタリング調査委託料は、インターネット上の部落差別などに関する投稿のチェックと、問題のある投稿の削除要請を専門事業者に委託するものです。

修繕負担金は、県立人権啓発センターが入居している丸の内ビルの老朽化調査や、LED化などに要する経費の県有分を負担するものです。

次に、一番下の隣保館運営支援事業費補助金は、20市町村にある公民館や町民館など35館の運営費の補助で、各市町村は、住民からの相談対応や人権に関する啓発活動などを行っております。

次のページの一番上、隣保館施設整備事業費補助金ですが、市町村が設置運営する、隣保館の施設整備に対して助成するものです。

次のページを御覧ください。ここからは、高知県元気な未来創造戦略の令和7年度改訂版の作成に向けた資料の中で、当課が該当する部分を御説明します。

まず、魅力のある仕事をつくるための、女性活躍の環境づくりの推進についてです。

資料右上のK P Iは、若年女性の所定内給与額や県内企業における女性の管理職割合などとしております。

その下の、具体的な事業の1女性の経済的基盤の確立では、①高知家の女性しごと応援室において、就職後、一定の経験のある女性に対して、キャリアアップ支援を実施します。

3女性のキャリア形成支援の①女性デジタル人材の育成では、プログラムを拡充し、女性が柔軟に働ける選択肢を増やせるよう、デジタル技術の習得から就職までを一貫して支援します。また、④の女子中高生へのキャリア形成支援では、将来的なUターンや女性活躍を目指して、県内の女性管理職や起業家などと、交流や職場体験の機会を設けることで、県内で多様に活躍するキャリアイメージを持てるよう支援します。

次のページを御覧ください。政策実現に向けた条件整備としての「共働き・共育て」の県民運動と意識改革の推進についてです。

上側の数値目標は、県内企業における男性の育児休業取得率、また、家庭生活と職場生活における男女平等の意識を設定しております。

次のページを御覧ください。より詳しい取組内容を記載した資料になります。

3具体的な事業にありますように、令和7年度の取組は、1行政・企業等のトップによる「共働き・共育て」の推進として、「共働き・共育て」推進の宣言をいただいた団体と連携して、男性の育児休業取得状況のフォローアップに取り組みます。

4「共働き・共育て」の県民運動を推進する情報発信・啓発として、マル拡「共働き・共育て」の生活スタイルを定着させるための、ターゲットに応じた県内プロモーションを強化してまいります。

次のページを御覧ください。こちらは、日本一の健康長寿県構想ですが、先ほどの内容と重複しますので、説明を省略いたします。

次のページを御覧ください。困難な問題を抱える女性への支援の充実についてです。困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援が、関係機関や民間団体との協働により、早期から切れ目なく届き、必要な福祉的サービスも活用しながら、地域で自立した生活を送ることを目指します。

下の右側、令和7年度の取り組みですが、(4)民間団体と連携した居場所の提供等による支援対象者の早期の把握では、民間団体による若年女性を対象とした居場所の開設や、SNSを活用した相談の実施に新たに取り組むこととしています。

次のページを御覧ください。議案説明書に戻りまして、5男女共同参画推進事業費の3つ下のこうち男女共同参画センター管理運営等委託料は、県と高知市が共同で設置しているソーレの管理運営や啓発事業を、指定管理者であるこうち男女共同参画社会づくり財団に委託するものです。

その下の改修工事請負費は、ソーレの電気及び機械設備の修繕に係る経費です。

次の6女性活躍推進事業費の女性就労支援事業委託料は、高知家の女性しごと応援室の業務委託に要する経費です。

次のページをお願いします。一番上の女性活躍推進事業費補助金は、国の女性活躍推進交付金を活用して、女性の活躍推進などの事業を行う市町村へ補助するものです。

7困難な問題を抱える女性等支援事業費は、配偶者からの暴力など、様々な問題を抱える女性からの相談対応をはじめ、一時保護や自立支援に取り組む県の女性相談支援センターの運営などに要する経費です。

3つ下の女性の自立支援促進事業委託料は、自立支援施設に入所された方の生活支援や、一時保護所の調理業務、夜間休日の宿直業務などを委託するものです。

4つ下の、女性支援ニーズ調査委託料は、令和6年3月に策定しました高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画の計画期間が令和7年度末までとなっているため、改定を行うに当たり、ニーズ調査を実施するものです。

3つ下の、配偶者暴力被害者等支援補助金は、DV被害者等を支援する民間シェルターの先進的な取組を促進するため、受入体制整備などに要する経費を補助するものです。

以上、当課の令和7年度の当初予算案は7億6,368万7,000円で、前年度から125万9,000円の減額となっております。

続きまして、補正予算案について御説明します。次のページを御覧ください。

まず、1隣保館運営支援等事業費の国庫支出金精算返納金は、国の補助金額の確定に伴って、国に精算返納を行うものです。

その下の2困難な問題を抱える女性等支援事業費の改修工事請負費の減額は、女性相談支援センターの相談室の防音に係る改修工事費が、当初の見込みを下回ったもので、その下、国庫支出金精算返納金は、女性相談支援センターの運営費の国の補助金額の確定に伴い、国に精算返納を行うものです。

最後に、繰越明許費について御説明します。男女共同参画推進事業費は、男女共同参画センターソーレの受変電設備工事において、計器類の調達に日時を要する恐れがあるため、繰越しをするものです。

以上で、説明を終わります。

◎桑鶴副委員長 質疑を行います。

◎西内委員 資料4ページの女性活躍の環境づくり推進(案)についてなんですけれども、多分、女性活躍推進事業費の中身を見たときに、大体3のキャリア形成支援にかかるようなところで計上されておって、そうすると、2女性の活躍の場の拡大はあれですかね、各所管の何か持ち寄りみたいな感じですかね。それをここで統括みたいにですかね。

◎市村人権・男女共同参画課長 2女性の活躍の場の拡大については、各所管課の事業を

こちらのほうに掲載をしております、主に建設業や一次産業分野においては情報発信を強化されるだとか、事務系企業の誘致を今後検討されているという記載になっております。

◎西内委員 そしたら、デジタル関係の人材育成事業なんかは、ここでカバーしてないということですか。

◎市村人権・男女共同参画課長 デジタル人材育成については、女性の活躍の中で当課が所管している部分で、時間や場所を選ばない働き方ができるような形ということで、デジタル分野の技術習得をしていただくための事業をしております。

◎西内委員 それと4ページの女性の所得が低いという、若年女性の所定内給与は全国39位なんですけれども、例えば、その要因、どうしてこうなるとのかは、私の感覚で男性も多分このぐらいの順位にあって、ここから増やすとなると、何て言うのかな、それなりに、なかなかハードなことをしていけないかなのじゃないかなという感じがするんですけど。まず、どういう分析で、この順位なのかを教えてくださいませんか。

◎市村人権・男女共同参画課長 順位自体は、今回落ちている状況ではあるんですが、所定内給与額の額自体は、前年度より少し上がっているところです。全国の中での順位の動向については、他県の状況等もあるので、これが原因とか要因ですというところを、なかなか直接御説明することは難しいんですけど。県内の女性の活躍を促進して、特に管理職割合を上げたりだとか、女性の働く、非正規の方を正規化に持っていく、というような取組を進める中で、県内の所得を向上させることで、何とか全国の中でも水準を、一定高めていけるような取組をしていきたいと思っています。

◎西内委員 ここに、若年女性の増加に向けてはさらなる所得向上の取組が必要と書かれてあったので、幹部職とか増やしていくという話ですけど。そしたら、男性とのポストの取り合いっちゃう話になるわけで、できたら、所得向上の取組が必要というのであれば、全国と比べても、高知の女性が輝ける、所得を伸ばせるような取組というのは、こういう組立てでできるんですよみたいなどこまで、できれば要因分析してもらって、やってもらえたらと思います。

こういう書き方をしてるんでね、私は別に、全国で所得競争をしてどうにかなるというふうには、基本には思っていないんですよ、正直。けど、そういう取組でやられるということですので。

それと7ページに、職場生活における男女平等意識とありますわね。これは、共働き・共育ての観点からなんですけど、次は、この下に4を作って家庭生活における男女平等意識をぜひ取り上げていただいて。ひょっとしたら、それぞれの場で書けるものがあるのかもしれないし、そういう複合的なね、見方でやってもろうたらと思いますので。

それと最後に、モニタリング調査委託料なんですけれども。大体400万円ぐらい上げると思うんですけども。実際、投稿の削除に動いたのは、年間どのぐらいのものなんです

すか。何年間かで、分かれば。

◎市村人権・男女共同参画課長 今年度は1月末まで、53件の削除要請をしていて、実際に削除になった件数は7件です。

◎塚地委員 一つが、8ページの、今度、国のほうも新しく取組を始めた令和7年度を取り組みというところの(4)の新規事業の民間団体による若年女性を対象とした居場所の開設ですけれども、若い女性を対象とするときに、結構、町へ出かけて行って、そういう状態にいる女性にきちんとアプローチをして、相談に乗って対応するような、プッシュ型で行っているところもあるんですけれども、この事業は具体的に、どういう取組になるのか教えていただきたいです。

◎市村人権・男女共同参画課長 他県では確かに繁華街なんかをパトロールされて、アウトリーチ型で相談につなげる事業を実施されているところもあります。高知の場合は、今検討している案としては、主にSNSでの相談をセットにすること。あとは、定期的に、もう少し立ち寄りやすいような場所で、商店街の中だとか図書館の近くだとか、女子中高生とか10代の女性なんかでも立ち寄りやすいような場所に、イベントのような形でも参加ができるよう、定期的な居場所を開設をして、相談にまずはつなげて、そこから、もし深刻な相談が出てくるようなことがあれば、専門機関とかにもつなげるような形で、支援をしていきたいと思っています。

◎塚地委員 県警の補導との関係とかもあって、結構、高知の中でも、危険な状態に行く可能性のあるパターンは、私もいくつか聞いてる状況もあったりして、気軽に立ち寄ってほしいレベルで大丈夫かなというのもある。そこは県警さんとも連携をとっていただいて、必要な対応、ある意味、シェルターの的なものも必要になるかもしれないので、今年から始める居場所の開設なんで、すぐそういうところにはいかないかもしれないんですけれども。ぜひ、そういうところに、触手も伸ばしていただいて取り組んでいただけたらいいなと思いますので、それは要請で検討していただけたらと思います。

それと、先ほどの賃金が低いよってというようなお話があって、でも男女の格差は少なく、全国一男女格差のない賃金でという、何か、胸張っていいのかどうなのかちょっと分からない数字ではあったんですけど。それで、何が言いたいかというと、やっぱり非正規雇用を正規化するというのを、県庁の、隗から始めることが大事じゃないかなと思っていて。この間、鳥取県に行っていましたら、鳥取県の県庁の関係の保育士さんと看護師さんやったかな、非正規雇用、要するに会計年度任用職員さんを正規雇用に変えていくという、県庁の努力、県庁から非正規雇用を減していくという努力を具体的にされて。やっぱりそういう観点も、民間の方には、結構キャリアアップと、正規雇用にっていうことを要請はしてるんですけど、女性の地位向上を考えると、やっぱり県庁の中でも、そういう必要なところは、ぜひ正規雇用にしていくという考え方、女性相談支援センターの相談員さ

んとか、いろんなところで、やっぱり必要なのに非正規のままというところが結構あるので、それは、ぜひそういう方向を県としても探っていただき、正規雇用を増やして、女性の地位を向上させる方向にいていただきたいなと思っています。それはちょっと課長の御答弁では申し訳ないんで、なるべくね、そこをもう一度前向いて進めるというところで、御答弁いただいとったらいいかなと思うんですけど。

◎西森子ども・福祉政策部長 女性の非正規を正規にするというのは、一つは大きな課題というか、それはやらないといけないかなと思っています。先ほども、男女の格差についてもあったんですけど、やっぱり男女の格差を埋めるだけでは、人口減少のときも話もしたんですけども、そもそもベースの部分の上げていかないと、なかなか人口減少対策の観点からも、うまくいかないというのはあると思います。

一方で、隗より始めよというところはですね、会計年度任用職員を正職員になると、これは多分、定数的な職員の問題とか、そういうことも出てくるので、一概にはちょっと。総務部とかとまた相談をしていかなければいけない話だと思います。

将来的には、非正規から正規へという大きな流れの中で、どこまでできるかはありますので、そこは庁内でも話をしていきたいと思います。

◎土居委員 女性の活躍の環境づくりですけど、人口減少対策の特別委員会でも似たような、近いことを言ったんですけど、管理職割合については、当然、家族経営の多い本県の企業であつたら自然と割合は上がってくるんだろうと思いますが、ただ、本当の意味で言ったら、それ以外のところ、女性のキャリアアップですね。その道筋というのがあるかどうかは非常に大事じゃないかと思うんですが、一定、ワークライフバランスの推進企業で女性活躍推進部門というのは、そういったところの計画であつたりは示されているんだろうと思うんですが、また、県としても、4ページの3番あたりで、そういった女性のスキルアップなどについての支援もしていくんだろうと思うんですけど、やっぱり大事なのは、各企業の中に、具体的に女性が働いてキャリアアップしていくための基準といいますか、プログラムといいますかね、そういったことが一定、客観的に働きながら分かっていけるような、企業側に、そういうプログラムみたいなのがあれば、具体的にもっと進んでいくんじゃないかと思うんですけど、女性活躍推進部門の認証は、そこまでは問うてはないですわね。どこまでのものなのか分かりますか。

◎市村人権・男女共同参画課長 この企業認証の制度自体が所管してないので、すみません、商工部局の所管になるので詳しい内容は分からないんですけども、女性が管理職を目指す上で、女性自身が自分の能力を過少評価しているところもあつたりはするとお声も聞くので、一定、経験年数のあるような女性同士で交流をもって、管理職に近いような方々のネットワークをつくれるような取組ができればということで、③番のところに、高知家の女性しごと応援室によるキャリアアップ支援の実施とあるんですが、ここはいろんな業

種の方に参加をしていただいて、異業種交流というような形で顔を合わせて、ネットワークがつかれるような取組をしていきたいと思っています。

◎土居委員 女子会みたいな感じのイメージですか。各業界ごとの、上で林業水産業とかいろいろあるんですけど、建設業ですか。女子会の連携みたいな形で。

◎市村人権・男女共同参画課長 キャリアアップにつながるようなセミナーの場を設けて、そのセミナーの場に、いろんな業界の方にも参加していただくことで、ネットワークづくりにもつなげる形にしたいと思います。

◎土居委員 また別ですね、5ページで教えてもらいたいんですけど、県内企業における男性の育児休業取得率、右端の令和4年と令和5年の表があるんですけど、例えば、令和5年、令和4年に比べて金融業等とか教育とかは対象も減って、取得者も減ってるんですけど、これはどういう理由ですか。

◎市村人権・男女共同参画課長 調査対象がいつも一定の同じ企業さんというわけではないので、どうしても回答がある状況によって、少ない業種については、数字の揺れというか、大きく数字の出方が変わっては見えてるところです。来年度に向けては、もう少し、業界別の男性育休取得率も、きちっと皆さんに分かってもらえるような取組ができればということで、今年度、共同宣言をいただいた団体の皆様にも御協力いただきながら、できるだけ、男性育休の取組が進むような形で、データを提供できるように工夫していきたいと思っております。

◎坂本委員 先ほどの塚地委員の質問と関連しますけれども、一つは、民間団体による若年女性を対象とした居場所の開設なんですけれども、これ社会福祉法人等を想定して開設してもらうということなんですけど、やっぱり、ここの居場所ってあんまり公にできないと思うんです。そういう困難を抱えた女性の方に、居場所としていてもらうのに、そのことが公になることが困るという女性の方もいたりすると思うんですね。そういう意味では、先ほど警察との関連も言われましたけれども、やっぱり、その当事者の個人情報とか、そういったものを十分配慮した上でやっていかないと、課題ができたりとかするのじゃないかなと心配もしましたもんで。その辺のところをもう一度お考えを聞かせていただきたいということが一つ。もう一つ、先ほど部長が言われた会計年度任用職員の正規職員化の関係ですけれども、塚地委員が言われたのは、例えば、子ども・福祉政策部でいけば、女性相談支援センターの相談員だとか、そういう極めて専門性があったりとか、勤務を継続することによってスキルが向上したりとかいうようなことを含めて、言えば、先日、本会議で知事が答弁した、その業務の量や担うべき業務の範囲、責任の程度、こういったものを考慮したら、十分、正規職員との判断がつくべき職種でないかということも含めて、言われてると思うんですよね。それに、部長は全然答えられてなくて、総務部との関係で定数の問題にちょっと矮小化したような感じがしたので、もう一度、そこの考えをお聞きし

たいなと思います。

◎西森子ども・福祉政策部長 知事答弁、詳しく中身を見てなかったんですけども、もし本当に、定数的にも今の会計年度任用職員じゃなくて、正規職員とするって言った場合も、やっぱり県庁の中で合意が要ると思います。もちろん総務部とか入れてですね。それと、例えば正規職員になったりすると、人事異動とか、何かそういう問題も出てきたりすると思います。ずっとそこにおるという形で、その人のキャリア形成を図っていくのがいいのかなのかとかいう問題もあると思います。そういうトータルで見たときに、本当に正規の定数としてそこに入ってもらえるかどうかは、それを含めた上での判断として、多分そういう職であれば、決定が出れば正規化というか、そういうことになるんじゃないかというふうに思います。

◎市村人権・男女共同参画課長 先ほどの居場所についてなんですけれど、特に個人情報提示してという形の居場所ではなくて、女子中高生が気軽に、まずは相談場所があることを知っていただくために、予防教育的なところのセミナーなんかも開きながら、気軽に立ち寄っていただける場所、例えば、大学生なんかもスタッフに入ってもらいながら、悩みの相談ができるような場所をつくれたらってことで、狭いよりは割とオープンに開示して、広く皆さんに知ってもらう形で取組をやっていきたいと思ってます。

◎桑鶴副委員長 質疑を終わります。

以上で、人権・男女共同参画課を終わります。

以上で、子ども・福祉政策部の議案を終わります。

《報告事項》

◎桑鶴副委員長 続いて、子ども・福祉政策部から5件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにします。

〈障害福祉課〉

◎桑鶴副委員長 このうち、第5期日本一の健康長寿県構想 Ver.2 案については、予算議案とあわせて説明がありましたので、ここでは、残り4件の報告を受けることにいたします。

まず、療育福祉センターにおける個人情報の紛失について、障害福祉課の説明を求めます。

◎森木障害福祉課長 昨年12月に県立療育福祉センターで、医療費請求に関する事務について、個人情報を含む文書の紛失が1件発生しておりますので、このことについて御報告いたします。

資料のほうの事案の概要ですが、福祉事務所から、患者、児童になるのですが、1名に係る「医療要否意見書」を紛失したというものです。この「医療要否意見書」は、生活保護受給者が継続して医療を受けるために必要となるものです。この意見書は福祉事務所か

ら医療機関に送付され、医療機関において担当医師が傷病名や今後の診療の見込みなどを記載をしまして、福祉事務所へ返送するというものになっております。

本事案については、11月の5日に療育福祉センターで文書を受領したことが、文書管理簿に記録されておりますが、12月の11日に文書管理簿の記録から、福祉事務所へ返送していないことが判明したことから、センター内の執務室を複数回、検索しましたが発見出来なかったため、12月の17日に紛失したと判断したものです。

2番目になりますが、文書に記載されていた個人情報ということになります。患者であります児童の氏名、生年、福祉事務所が生活保護事務で使用していますケース番号と地区名ということになっております。

原因は3のところに記載しておりますが、センター内の関係職員間の文書の受渡しの確認が不十分であったということによるものです。

次に4番当事者への説明ですが、紛失したと判断しました日の2日後の12月19日に、患者の保護者に紛失の経過を説明しまして、謝罪をいたしました。

今後の対応（再発防止策）としては、文書收受と発送を記録する管理簿の記載事項を見直しまして、受渡しの日付と職員名を記載するなど、文書の所在を常に確認できるよう改善したほか、文書收受と発送のフロー図を作成しまして、関係する職員間で共有をいたしました。また、返送状況を定期的にチェックを実施するとともに、センター内における個人情報の適切な取扱いについて、全職員に徹底をいたしました。

説明は以上になります。大変誠に申し訳ございませんでした。

◎桑鶴副委員長 質疑を行います。

(なし)

質疑を終わります。

以上で、障害福祉課を終わります。

〈子育て支援課〉

◎桑鶴副委員長 次に、高知県こども計画（案）について子育て支援課の説明を求めます。

◎岡本子育て支援課長 高知県こども計画について御報告いたします。昨年の12月16日の当委員会におきまして、計画の概要や全体像を御説明させていただき、その後、パブリックコメントなどの意見聴取を実施をいたしました。本日は、その結果とともに、計画の最終案について御報告いたします。

資料の1枚目は、前回、御覧いただいた資料でございまして、趣旨、位置づけ等の説明は省略いたします。

右下の4策定スケジュールを御覧ください。昨年の11月から子育て支援課のホームページに意見箱を設けまして、子育て応援アプリや学校訪問などで一般の皆様への呼びかけをするとともに、本年1月からは、約1か月間パブリックコメントを実施をいたしました。

意見箱のほうでは、小学生から高校生までのお子さんから6人、保護者などから9人の計15人から御意見をいただき、お子さんからは、平和を願う声や、就業に関する環境整備のほか、税金や投資、政治を学びたいといったお声があり、また、保護者からは、室内の遊び場の充実、共働き世帯や産後ケアの環境整備などの子育て世帯への支援について御意見が寄せられました。

また、パブリックコメントでは、子供の無煙環境を推進する団体や学生の平等な取扱いを求める団体のほか、5名の一般の方から、合わせて22件の御意見を賜っております。団体からは、子供に関する禁煙の環境整備や、県内の大学の女子枠に関しまして、また一般の方々からは、独り親への支援機関の一体化、産後ケア事業の体制整備や、インターネットの安全な利用環境の整備などについて、お声をいただきました。

これらの御意見への対応としましては、関係課と調整をしまして、計画の修正を行うもの、既に、施策として実行中のもの、御意見を踏まえまして今後の施策に取り組むものにそれぞれ整理をいたしました。意見箱によります御意見を含めまして、これからの施策にしっかりと生かしてまいります。

次のページは、前回の委員会で御説明しましたので割愛いたします。

その次のページ、お願いいたします。意見聴取に当たりまして、こども計画の概要を、子供が理解できるように、表現や内容を簡潔にまとめた動画やデジタルブックを制作しております。お手隙のときにQRコードから御覧いただければと存じます。

また、前回の委員会では、西内委員から、子供は愛される、守られるといった存在の位置づけを明記してほしいという御意見を賜りました。計画本体の基本方針の中に、その存在意義や大切にされ愛される権利などについて記載をしておりますが、なお、子供や保護者などにしっかりと周知するため、こちらの動画やデジタルブックにも、明記をいたしました。

これらの啓発物につきましては、令和7年度以降も活用しまして、こども基本法やこども計画の理念などを周知をし、関係課とともに全庁一丸となりまして、こどもまんなか社会の実現につなげてまいります。

説明は以上です。

◎桑鶴副委員長 質疑を行います。

(なし)

質疑を終わります。

以上で、子育て支援課を終わります。

〈子ども家庭課〉

◎桑鶴副委員長 次に、高知県社会的養育推進計画（後期計画）案について、子ども家庭課の説明を求めます。

◎野村子ども家庭課長 報告事項の前に、先ほど議案の審議の際に岡本委員から、ヤングケアラーの出前授業について5校、きちんと説明できなかったのもう一度申し上げますと、5校については、春野高校、四万十高校、東高校、あと、東工業高校と海洋高校となっております。

それでは、報告事項、高知県社会的養育推進計画（後期計画）案につきまして、御報告します。こちらの計画案につきましても、12月の委員会に報告事項として、資料の左側に記載をしております計画策定の趣旨や、策定のポイントなどについて御説明をいたしました。その後、意見公募等を経て、最終計画案として取りまとめましたので御報告いたします。

右側の3策定経過等を御覧ください。中ほどにございますとおり1月10日から2月10日まで意見公募を実施しました。その結果、2団体及び個人2名から14件の御意見をいただき、①から④の対応をとることとしております。

①の計画案修正は3件で、記載事項について、より丁寧な説明が必要。専門的用語について解説があれば、より幅広い層に理解が進むのではないかとといった御意見を踏まえまして、説明を追記するとともに、別冊として、用語集を作成することとしております。

計画案の内容につきましては、2ページの計画の主な取組と目標値のとおりです。こちらは12月に御報告した内容から大きな変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

1ページに戻りまして、本最終計画案につきましては、意見公募の後、2月18日の児童福祉審議会社会的養育部会において御審議をいただいたものです。今後、3月21日の児童福祉審議会総会において審議をいただき、年度末の計画策定を予定しております。

説明は以上です。

◎桑鶴副委員長 質疑を行います。

(なし)

質疑を終わります。

以上で、子ども家庭課を終わります。

〈障害保健支援課〉

◎桑鶴副委員長 次に、冒頭部長から報告のありました中央東福祉保健所における文書の誤送付について、障害保健支援課の説明を求めます。

◎田中障害保健支援課長 このたび、中央東福祉保健所におきまして、当課が所管する業務に関する個人情報を含む文書の誤送付が発生しました。

1番事案の概要でございますが、3月5日中央東福祉保健所から県精神保健福祉センター及び各保健所の6か所に、精神保健福祉法に定めます医療保護入院に関します書類を各所に送付した際、このうち、精神保健1件、精神保健福祉センターに送付すべき文書、こ

れは、医療保護入院に関します市町村長の同意書の1名分でございます。先に送付していたものに不備があったため、今回差し替え分として送付したものでございます。それにつきまして、本来、精神保健福祉センターに送付すべきところ、誤って高知市保健所に送付したものです。3月6日送付を受けた高知保健所から連絡があり、誤送付が判明しました。

2番文書に記載されていた個人情報、氏名、生年月日、住所、そしてこの方が医療保護入院となっている事実です。

3番の原因は、封入作業時において、本件差し替え文書について、送付先と封入物の突合が不十分であったことによるものです。

4番ですが、3月7日職員が御本人を訪問して、誤送付の経過を説明し、謝罪し、了解をいただいております。

5番今後の対応ですが、まず、管理職等による封かんする前の確認を徹底すること。次に、個人情報に関して実施している所内研修におきまして、個人情報の厳密な取扱いとともに、実際の各発送作業の手順につきまして、ロールプレーなどを取り入れまして、手順どおりの作業実施を徹底してまいります。その上で管理職が、各発送作業が手順どおりに実施されているか、毎月確認することとし、再発防止に努めてまいります。

報告は以上です。誠に申し訳ございませんでした。

◎桑鶴副委員長 質疑を行います。

(なし)

質疑を終わります。

以上で、障害保健支援課を終わります。

以上で、子ども・福祉政策部を終わります。

お諮りいたします。以上をもって本日の委員会は終了とし、この後の審査については、明日行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎桑鶴副委員長 それでは、今後の日程については、明日午前10時から行いますのでよろしくお願いします。

本日の委員会はこれで終了します。

(16時01分閉会)